

朝来市

障害福祉サービス等支給決定に
関するガイドライン

目次

第1章	はじめに	1
I	障害福祉サービス等支給決定に関するガイドラインの目的	1
II	支給決定基準についての考え方	1
第2章	障害福祉サービス等の支給決定基準量	2
1.	訪問系サービス（介護給付）	2
2.	日中活動系・居住系サービス（介護給付）	2
3.	訪問系・日中活動系・居住系サービス（訓練等給付）	2
4.	障害児通所サービス	2
第3章	支給決定の基本的な取り扱い	3
I	支給決定のプロセス	3
1.	障害を有することの確認	3
2.	サービス利用開始までの流れ	4
II	計画相談支援・障害児相談支援、セルフプラン、ケアプランの取り扱い	5
1.	計画相談支援・障害児相談支援	5
2.	セルフプラン	7
3.	ケアプラン	7
III	計画相談支援等における留意事項	8
1.	提出書類	8
2.	モニタリング実施標準期間	8
第4章	サービスの併給関係	10
I	基本的な考え方	10
1.	同一時間帯での利用	10
2.	同一日での利用	10
II	日中活動サービスの併給	10
1.	「一般就労（休職中）」と「就労継続支援等の日中活動系サービス」	10
2.	「一般就労」と「就労継続支援等の日中活動系サービス」	11
III	共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援での併給	14
1.	「共同生活援助（外泊）」と「居宅介護、重度訪問介護」	14
2.	「施設入所支援（外泊）」と「居宅介護、重度訪問介護」	14

3. 「共同生活援助や施設入所支援（外泊）」と「短期入所」	14
4. 「共同生活援助」と「通院等介助」	14
5. 「施設入所支援」と「移動支援」	15
第5章 障害福祉制度と介護保険制度の適用関係	16
I 基本的な考え方	16
1. 制度の概要	16
2. 障害福祉サービスと介護保険サービスの相互関係.....	17
II 障害福祉サービス等と介護保険サービスの併用利用について	20
1. 障害福祉サービス固有のサービス	20
2. 介護認定が非該当であった場合	20
3. 上乗せ支給	20
4. 上乗せ支給（重度障害者向け）	21
III 2号みなし.....	22
IV 介護保険サービス移行までの流れ.....	23
第6章 障害福祉サービス等の概要	24
I 介護給付	24
1. 居宅介護.....	24
2. 重度訪問介護	33
3. 行動援護.....	36
4. 同行援護.....	38
5. 短期入所.....	41
6. 生活介護.....	44
7. 療養介護.....	45
8. 施設入所支援	46
9. 重度障害者等包括支援	47
II 訓練等給付.....	48
1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項.....	48
2. 就労系障害福祉サービスの在宅利用の取り扱い	49
3. 自立訓練.....	51
4. 宿泊型自立訓練	52
5. 就労移行支援	53
6. 就労継続支援 A 型.....	56

7. 就労継続支援 B 型	58
8. 就労定着支援	61
9. 自立生活援助	62
10. 共同生活援助（グループホーム）	63
III 地域相談支援給付	65
1. 地域移行支援	65
2. 地域定着支援	66
IV 障害児通所給付	67
1. 児童発達支援	67
2. 医療型児童発達支援	68
3. 放課後等デイサービス	69
4. 保育所等訪問支援	70
5. 居宅訪問型児童発達支援	71
V 地域生活支援事業	73
1. 移動支援事業	73
2. 日中一時支援事業	78
3. 訪問入浴サービス事業	81
4. 地域活動支援センター事業	82
第 7 章 障害福祉サービス等の利用者負担	83
I 所得区分の判定と利用者負担額	83
1. 世帯の範囲	83
2. 所得区分とサービスごとの負担上限月額	83
II 幼児教育無償化	86
1. 対象者	86
2. 無償化の対象となるサービス	86
III 多子軽減措置	87
1. 対象者	87
2. 多子軽減措置対象のカウント方法	88
IV 高額障害福祉サービス等給付費	89
1. 条件一覧	89
2. 対象者確認のフローチャート	89
3. 算定基準額	90
V 障害児福祉サービス等利用助成事業	90

1. 対象者.....	90
2. 対象となる障害児福祉サービス等と助成金の額	91
VI 新高額障害福祉サービス等給付費.....	92
1. 対象者.....	92
2. 対象となる介護保険サービス.....	92
3. 対象となる利用者負担額	92
VII 利用者負担上限額管理.....	93
1. 上限額管理の取り扱い	93
第8章 過誤請求.....	94
1. 提出方法と提出期限.....	94
2. 過誤申立の流れ	94
3. 注意事項.....	94
第9章 各種調査票	95
別表1 医療的ケアの判定スコアの調査	95
別表2 就学児サポート調査 障害児の調査項目（5領域20項目） 調査票.....	96
別表3 重度訪問介護、行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準	98
別表4 同行援護アセスメント調査表	99
別表5 移動支援に係る調査票	100
別表6 強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票	101

第1章 はじめに

I 障害福祉サービス等支給決定に関するガイドラインの目的

本ガイドラインについては、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）および、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等について、その支給決定および、利用における適正性・公平性・透明性の担保を図ることを目的として、朝来市（以下「市」という）が定めるものである。なお、本ガイドラインに示していない事項等については、国の事務連絡である「介護給付費等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という）」に準拠する。

また、本ガイドラインは、法改正や報酬改定、制度に変更等があった場合、その内容を適宜見直すこととする。

II 支給決定基準についての考え方

障害者総合支援法においては、「障害者および障害児が日常生活または社会生活を営むための支援は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を持つ個人として尊重され、すべての障害者が可能な限りその身近な場所で日常生活を営むための支援を受けることができ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会で共生することが実現できることを基本理念とし、その上で総合的かつ計画的に行わなければならない。」と定められている。

障害福祉サービスの支給決定にあたっては、事務処理要領にてあらかじめ支給の可否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていることから、市においても支給決定基準を定める。なお、利用者本人や保護者が作成するセルフプランまたは、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案が市の定める支給決定基準と乖離するときは、原則、非定型の取り扱いとして、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、必要に応じて個々の生活状況等について確認し、審査会等の意見を経て、支給決定を行う。

第2章 障害福祉サービス等の支給決定基準量

市における支給決定基準量は次のとおり。それぞれの詳しい内容は、「第6章 障害福祉サービス等の概要」に掲載。

1. 訪問系サービス(介護給付)

(時間/月)

サービスの種類	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	重度包 括支援
居宅介護（*）	25	30	40	50	70	90	100
重度訪問介護				160	190	230	765
行動援護			70				
同行援護	70						

(*) 居宅介護は身体介護および家事援助を合算した支給量とする。

通院等介助は、必要に応じて支給決定を行う

2. 日中活動系・居住系サービス(介護給付)

サービスの種類	支給決定基準量
短期入所	15日/月(年間利用日数180日以内)
療養介護	当該月の日数
生活介護	当該月－8日
施設入所支援	当該月の日数

3. 訪問系・日中活動系・居住系サービス(訓練等給付)

サービスの種類	支給決定基準量	標準利用期間
自立訓練(機能訓練)	当該月－8日	1年6ヵ月
自立訓練(生活訓練)	当該月－8日	2年
就労移行支援	当該月－8日	2年
就労継続支援 A 型	当該月－8日	—
就労継続支援 B 型	当該月－8日	—
共同生活援助(サテライト)	当該月の日数	3年
就労定着支援	当該月の日数	3年
自立生活援助	当該月の日数	1年

4. 障害児通所サービス

サービスの種類	支給決定基準量
児童発達支援	15日/月
放課後等デイサービス	23日/月
保育所等訪問支援	必要な日数

第3章 支給決定の基本的な取り扱い

I 支給決定のプロセス

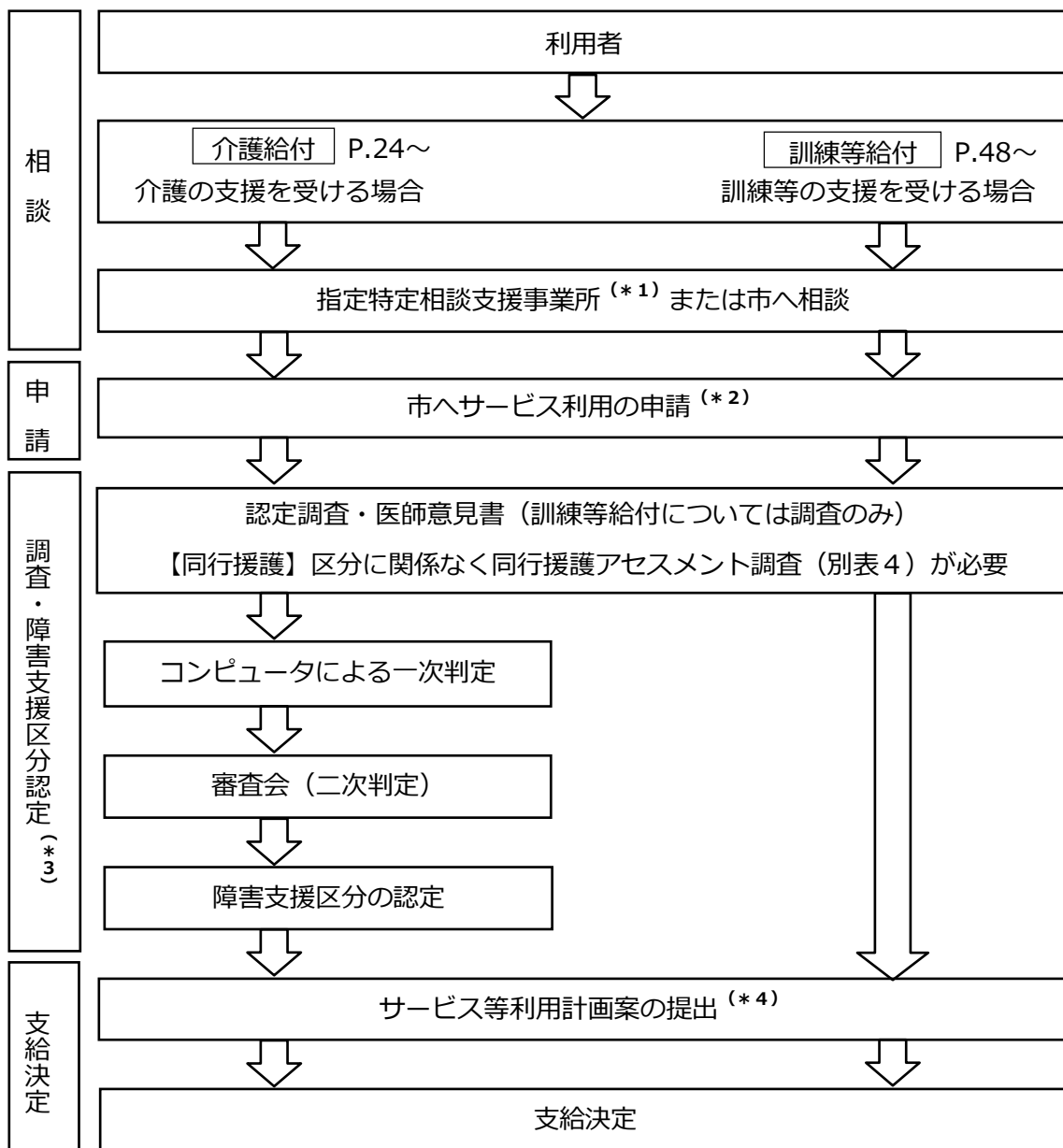
1. 障害を有することの確認

障害福祉サービス等の対象者であることの確認は次の書類で行う。

種別	確認書類
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求める
精神障害者	① 精神障害者保健福祉手帳 ② 医師の診断書（主治医記載で国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることを確認できる内容であること）等 ③ 精神障害を事由とする年金証書等 ④ 精神障害を事由とする特別障害者給付金を受けていることを証明する書類 ⑤ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る） ※ ③～⑤の場合、本人の状態理解を深めるため、必要に応じて医師の診断書等を求めることがある ※ 高次脳機能障害の者は、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、上記のいずれかの書類により精神障害者であることが確認された場合、給付の対象とする
難病等対象者	国の定める疾病によるものが対象 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、等
障害児 (18歳未満)	① 各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 手帳を有しないまたは手当等を受給していない場合であっても、第三者機関から提出される次の証明書等を確認することで療育が必要であると認められれば利用可能 ・医師の意見書または診断書（病院名・医師名が記載されているものに限る） ・発達に関する専門家による意見書 ・こども家庭センター等の意見 ※ 障害の有無の確認にあたっては、必ずしも診断名を有しなくても障害が想定され、年齢等を考慮し、支援の必要性が認められれば給付の対象となる

2. サービス利用開始までの流れ

障害福祉サービス等の申請から支給決定までの流れ



(* 1) 指定特定相談支援事業所・・・市の指定を受けた相談支援事業所のことで、障害福祉サービス等の申請前の相談や申請をする時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行う。

(* 2) 市へサービス利用の申請・・・指定特定相談支援事業所に相談し、サービスが必要な場合は市に申請する。なお、障害支援区分の認定には、新規申請から数週間から数か月の時間を要する場合があるため余裕をもって相談する。

(* 3) 障害支援区分認定・・・18歳以上の方が介護給付のサービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要。障害支援区分とは、区分1（軽度）から区分6（重度）まであり、障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものである。調査員が自宅等へ訪問し本人や家族等から様子を聞き取る認定調査と、かかりつけ医に心身の状態などの意見を求める医師意見書をもとに審査会で決定する。

(* 4) サービス等利用計画案の提出・・・指定特定相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画案」、もしくは利用者本人や家族等が作成した「セルフプラン」を市に提出する。

Ⅱ 計画相談支援・障害児相談支援、セルフプラン、ケアプランの取り扱い

サービス等利用計画とは、障害のある方が課題の解決や自立した生活をおくるために必要となる様々なサービス等を適切に活用するために作る計画である。サービスの申請時には、利用者本人や保護者が作成する「セルフプラン」または、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の作成する「サービス等利用計画案」を市に提出する。ただし、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴等）のみ利用する場合は提出不要。

1. 計画相談支援・障害児相談支援

指定特定相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や、サービス事業者等との連絡調整、利用計画の定期的な見直し等を行う。計画作成の際には、相談支援専門員によるアセスメントや定期的なモニタリングを受ける。具体的なサービス内容は次のとおり。

サービス名	サービス利用支援	継続サービス利用支援
サービスの内容	<サービス等利用計画> ① 心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する利用意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類および内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 ② 支給決定の後にサービス提供事業者等との連絡調整等を実施し、サービスの種類および内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。	<モニタリング> モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況や利用意向その他の事情を勘案し、必要に応じて、いずれかの便宜を供与する。 ① 「サービス等利用計画」を変更するとともに関係者との連絡調整等を行う。 ② 新たな支給決定等が必要と認められる場合において、支給申請の勧奨等を行う。
対象者	障害福祉サービスの申請に係る障害者もしくは障害児の保護者または地域相談支援の申請にかかる障害者	サービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された障害者または障害児の保護者
支給(利用)単位	1 か月	
利用者負担	なし	
利用者負担以外の必要経費	各事業所の運営規定による自己負担が必要になる場合がある。	
留意事項	① 計画相談支援給付費（計画作成費）が発生するタイミング ② 介護保険との併給 ③ 計画相談支援と障害児相談支援の併給 ④ 基本的な算定の考え方 ⑤ 障害児通所支援から障害福祉サービスのみの利用への切り替え ⑥ サービス等利用計画案等作成のポイント	

留意事項

① 計画相談支援給付費（計画作成費）が発生するタイミング

計画作成費が発生するのは、市から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

② 介護保険との併用

65歳以上の方が介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する場合、介護保険のケアマネジャーが、障害福祉サービスも含めたケアプランを作成する。ただし、障害福祉サービス固有のものと認められるサービス（*）を利用する場合で、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等は、計画相談支援で計画を作成することができる。

なお、ケアプランを作成するケアマネジャーと、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が同一人物の場合、居宅介護支援費重複減算または介護予防支援費重複減算の対象となる。

（*）障害福祉サービス固有のものと認められるサービス

行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等

③ 計画相談支援と障害児相談支援の併給

障害児が、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合、計画相談支援と障害児相談支援両方の対象となるが、報酬は障害児相談支援でのみ算定する。

④ 基本的な算定の考え方

同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定する。

モニタリング ➡ 計画作成 …計画作成費のみ算定

同一の月にサービス利用支援を行った後、継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費および継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

計画作成 ➡ モニタリング …両方算定可能

⑤ 障害児通所支援から障害福祉サービスのみの利用への切り替え

障害児通所支援から障害福祉サービスのみの利用へ切り替える場合、障害児相談支援と計画相談支援は同月に請求できない。そのため、計画相談支援で計画を作成し、利用者から同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とする必要がある。

⑥ サービス等利用計画案等作成のポイント

サービス等利用計画は、利用者のニーズや障害の特性、生活状況等を勘案し、総合的な視点で作成されるものである。そのため、次の点に留意し作成すること。

- ・利用者のニーズや目標と、選択された障害福祉サービスとの関係に整合性がとれていること
- ・必要とするサービス等が支援者側の押し付けになっていないこと（利用見込みのないサービス等の記載、過去利用実績のないサービス等の更新など）
- ・利用者からの障害福祉サービス等の申請内容と、サービス等利用計画案の内容に相違がないこと（相違がある場合、計画案内容が支給決定に反映されない場合がある）
- ・利用者や家族が分かりやすい表記にすること

2. セルフプラン

利用者の希望する生活やサービスなどを記載した利用者を支援するための計画で、利用者本人や家族等が作成する。利用者本人や家族等で障害福祉サービス等の調整ができる方が対象。

＜対象者＞

利用者本人または家族等でサービスの調整ができる方

3. ケアプラン

障害福祉サービスと介護保険サービス（65歳未満の生活保護受給者による介護扶助を含む）を併用し、介護保険制度におけるケアプラン作成対象者の場合は、障害福祉サービス等利用時にケアマネジャーが作成したケアプランを提出する。

介護保険サービスを利用している方は、ケアマネジャーにより対象者の日常生活全般の支援が行なわれるため、原則、計画相談支援は利用不可。

Ⅲ 計画相談支援等における留意事項

1. 提出書類

支給決定プロセスの各段階で市に提出する計画相談支援の提出書類

	支給決定前			支給決定後 (本計画)	モニタリング月
	新規	変更・追加	更新		
申請者の現状（基本情報）	○	○	○		
申請者の現状（基本情報） 【現在の生活・アセスメントシート】	○	○	○		
サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（Ⅰ）	○	○	○		
サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（Ⅱ） 【週間計画表】	○	○	○		
サービス等利用計画・障害児支援利用計画（Ⅰ）				○	
サービス等利用計画・障害児支援利用計画（Ⅱ） 【週間計画表】				○	
モニタリング報告書		○	○		○

2. モニタリング実施標準期間

モニタリング期間については、利用者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。モニタリング実施標準期間については、後の表を参照し適切な期間を設定する。

モニタリング実施標準期間（利用者の状況に応じて適切な期間を設定）

サービス内容	(1)～(3)以外
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助（日中サービス支援型）	3か月ごと
生活介護、就労継続支援、 共同生活援助（日中サービス支援型以外）、 障害児通所支援	6か月ごと ※ 65歳以上で介護保険のケアマネジメント を受けていない者は3か月ごと
地域定着支援	6か月ごと
地域移行支援	6か月ごと
療養介護、重度障害者等包括支援 ^(*) 、 施設入所支援	6か月ごと

（*）重度障害者等包括支援については、原則として、支給決定の有効期間の終期月のみ継続サービス利用支援（モニタリング）を実施。

※ 新規の場合は、当初3か月は1か月ごと

【その他留意事項】

- ・支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定する。
- ・上記はあくまで標準期間のため、相談支援専門員の提案等も踏まえ期間を設定する。一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合は、モニタリング期間が短くなることが想定される。逆に、状態が安定している場合は、モニタリング期間が長くなることが想定される。次のような場合は、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- * 集中的な支援（生活リズム等の改善）の提供後、引き続き一定の支援が必要である場合
- * 利用する障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある場合
- * 家族や地域住民等との関係が不安定な状態にある場合
- * 就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者に対して不安の軽減・解消を図る必要のある場合
- ・モニタリングは、利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問し、利用者またはその家族と面接する。
- ・モニタリングにより本人や家族から得た情報（意見・表情・行動等）は、そのままモニタリング報告書の「本人の感想・満足度」欄に記入する。

第4章 サービスの併給関係

I 基本的な考え方

1. 同一時間帯での利用

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスは利用不可。例えば、身体介護で入浴支援を行っている時間に、別のヘルパーが家事援助で家事を行う、といった支援は認められない。

2. 同一日での利用

報酬単価が日額で算定される障害福祉等サービスとの併給について

	① 報酬単価が日額で算定される障害福祉等サービス	② 報酬単価が時間単位で算定される障害福祉等サービス
報酬単価が日額で算定される障害福祉等サービス	不可	時間が重ならなければ可

① 報酬単価が日額で算定される障害福祉等サービス

- (1) 生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型といった日中活動サービス
- (2) 児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援等

② 報酬単価が時間単位で算定される障害福祉サービス

居宅介護の身体介護や家事援助、移動支援等

II 日中活動サービスの併給

日中活動サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援）、自立訓練（機能訓練、生活訓練）については、その効果的な支援を図る観点から、同じサービスを継続して利用することが一般的である。しかし、複数のサービスを組み合わせることで、より効果的な支援が期待できる場合は、利用者の状態等から併給を認める場合がある。

その場合は、事前に利用者が置かれている状況等について、市へ相談すること。利用者の心身の状態、家庭環境や就労状況などを踏まえ、総合的な見地からその必要性を判断する。また、併給期間についても支援内容や支援効果、利用者の状況等を鑑みて支給決定を行う。

1. 「一般就労（休職中）」と「就労継続支援等の日中活動系サービス」

次の要件をすべて満たす場合、日中活動系サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を利用可能。

- ・当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合（*）
- ・休職中の障害者本人が復職を希望し、企業および休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合（*）
- ・休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市が判断した場合

（*）次の書類により確認を行う。

作成者	書類
雇用先企業	当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
休職に係る診断をした主治医	当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
相談支援事業所（申請者）	地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、および地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

なお、就労移行支援・就労継続支援について、支給決定期間・利用可能期間は次のとおり。

【支給決定期間】6か月以内

【利用可能期間】企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）

2. 「一般就労」と「就労継続支援等の日中活動系サービス」

基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は、日中活動サービスを利用しないことが想定されている。しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日または時間に日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えられることから、次の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行う。

<労働時間延長支援型>

通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合

	就労系福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）
対象者	企業等での働き始めに、概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合 （通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識および能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの）
利用条件	次のすべてを満たす場合 ・就労系福祉サービスの一時的な利用の前に就労系福祉サービスを利用しており、就職後も引き続き同一の事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合 ・企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合 ・勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市が認めた場合 （サービス等利用計画等において、段階的に概ね週10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載され、雇用先の企業等も同意していることを確認する）
利用期間	原則、3か月～6か月以内 ※ 延長が必要な場合は合計1年まで認める

<短時間型>

① 概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合

	就労移行支援	就労継続支援
対象者	就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安として一般就労した者	非常勤のような形態で一般就労している利用者 ※ 企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安とする (通常の事業所に雇用されることが困難な障害者)
利用条件	次の点を踏まえ、就労移行支援の利用が必要であると市が判断した場合 ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、または新たな職種へ就職することにつながるか否か ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か	次のすべてを満たす場合 ・ 一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合 ・ 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合
利用期間	就労移行支援の標準利用期間 (2年間・最大で3年間)	特段の定めなし

② その他日中活動サービスについても、次の要件を満たす場合、利用が可能。

	日中活動サービス
対象者	非常勤のような形態で一般就労している利用者 ※ 企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安とする (通常の事業所に雇用されることが困難な障害者)
利用条件	次のすべてを満たす場合 ・ 一般就労先で、他の事業所等に通うことが認められている場合 ・ 日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合

また、フリーランスや個人事業主といった雇用以外の形態で就労している障害者についても、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と認められ、日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合は、日中活動サービスの支給決定を行うことができる。

Ⅲ 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援での併給

包括型グループホームにおいては、入居中（体験利用を含む）は原則として居宅介護および重度訪問介護、短期入所については不可。

障害者支援施設またはのぞみの園において施設入所支援を受けている利用者については、原則として一部の日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）以外の障害福祉サービスについては利用不可。

次の組み合わせについては、市へ相談すること。

1. 「共同生活援助（外泊）」と「居宅介護、重度訪問介護」

グループホーム入居者が外泊する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定される。しかし、市が特に必要と認める場合で、共同生活援助に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護または重度訪問介護について支給決定を行う。

2. 「施設入所支援（外泊）」と「居宅介護、重度訪問介護」

施設入所者が外泊する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定される。しかし、市が特に必要と認める場合で、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）について支給決定を行う。

また、外泊中に係る本体報酬または外泊時の報酬が算定される期間において、外泊中の入所者に対し、当該施設の負担において指定居宅介護事業者等と委託契約を結んで、居宅介護等を提供することは差し支えない。

3. 「共同生活援助や施設入所支援（外泊）」と「短期入所」

グループホーム入居者や施設入所者が、外泊中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設または共同生活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定される。

ただし、次のどちらにも該当する場合には、短期入所を認める。

- ① 帰宅先における介護者の一時的な事情により、必要な介護を受けることが困難な場合
- ② 帰宅先と入所施設または共同生活援助を行う住居とが遠隔地であるため、直ちに入所施設または共同生活援助を行う住居に戻ることが困難な場合

4. 「共同生活援助」と「通院等介助」

グループホーム入居者の通院の介助は、基本的には日常生活上の支援の一環として、当該事業者（グループホーム世話人）が対応する。ただし、次のどちらにも該当する場合には、原則7時間／月を上限として通院等介助の支給が可能。

- ① 慢性の疾病等を有し医師の指示により定期的な通院が必要な場合

② 世話人が個別に対応することが困難な場合

5. 「施設入所支援」と「移動支援」

地域移行の促進、外出機会の確保の観点から利用者の状況や支援の必要性に応じて、月10時間まで移動支援の利用が可能。

第5章 障害福祉制度と介護保険制度の適用関係

I 基本的な考え方

障害福祉制度と介護保険制度の関係については、サービスの内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に介護保険サービスに係る介護保険給付を優先する。介護保険サービスと障害福祉サービスの相互関係が認められるサービスを利用する場合には、介護認定を受けたうえで、介護保険サービスで対応できるかを確認する。

介護保険サービスには相当するものがなく障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、障害福祉サービスの支給決定を行う。

それぞれの制度の違い、相互関係は次のとおり。

1. 制度の概要

	障害者総合支援法（障害福祉サービス）	介護保険法（介護保険サービス）
基本理念	障害者総合支援法での「自立」は、自らの生活を自己決定し、介護や支援を利用して、住み慣れた地域等で自分らしい生活を実現する	- 介護保険法での「自立」は、リハビリテーションやサービスの利用により、介護予防を強化し要介護状態の維持・改善を図る - 介護保険サービスとは、加齢に伴う疾病等により要介護状態となっても、尊厳を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるための制度
利用者	- 障害者（身体、知的、精神、難病患者） - 障害児	- 第1号被保険者 65歳以上で日常生活を送るために、介護や支援が必要な者 - 第2号被保険者 40歳以上65歳未満で、特定疾病により日常生活を送るために、介護や支援が必要な者
介護の必要度の指標	障害支援区分：区分1～区分6 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す	要支援1・2、要介護1～5 介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断する
サービスの支給限度	- ガイドラインではサービスごとの支給決定基準量を示す ※ 市町は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である（厚労省通知）	- 要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じた上限（支給限度額）が決められている ※ ケアマネジャーは、この支給限度額の範囲内で、居宅サービスを組み合わせ、ケアプランを作成

計画案の作成者	・ 特定相談支援事業所の相談支援専門員 ・ 利用者や家族によるセルフプラン ※ 市は利用者や家族の意向を踏まえ、支給決定基準等に基づいて、市がサービスの種類・支給量を決定する	・ 指定介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー） ※ サービスの種類・支給量はケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、市はそれが適切に提供されているかを確認する
利用者負担	・ 原則 1 割負担（世帯の課税状況に基づき、事前に負担上限額を決定） ・ 応能負担＝支払い能力に応じた負担 ・ 介護保険サービス等を併用している場合や、同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合に、世帯の課税状況に基づいた上限額を超えた分について、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給	・ 原則 1 割負担（一定以上所得者は 2 割または 3 割） ・ 応益負担＝サービス量に応じた負担 ・ 利用者負担が高額になった場合、世帯の課税状況に基づいた上限額を超えた分について、申請により「高額介護サービス費」として支給

2. 障害福祉サービスと介護保険サービスの相互関係

太枠で囲っている部分のサービスは相互関係が認められる

それぞれのサービスの詳細は「第 6 章障害福祉サービスの概要（留意事項含む）」参照

	障害福祉サービス	介護保険サービス
介護給付	【居宅介護】	【訪問介護】
	① 身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護 （例）入浴介助、排泄介助等	① 身体介護 利用者の身体に直接触れるような介護 （例）入浴介助、排泄介助等
	② 家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援	② 生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理といった日常の家事を支援
	③ 通院等介助 通院時または、院内での支援 （移動時の介護、院内での食事および排泄介助等）	③ 乗車・乗降等介助 通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する介護タクシー等への乗車または降車の介助を行うとともに、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先もしくは外出先での受診等の手続等 （移動時の介護、院内での食事および排泄介助等）
	④ 通院等乗降介助 通院時、福祉タクシー等の乗降の支援	
	【重度訪問介護】 重度障害者の介護を身体介護、家事援助および移動支援等の区分をなくして、総合的に利用者に提供（人工呼吸器等の確認における見守り支援も可）	該当なし
	【同行援護】 視覚障害者に対して外出の支援 （例）通院、銀行、役所、買い物、余暇活動等	該当なし

	【行動援護】 知的障害または精神障害により行動障害が著しい障害者等であって常時介護を有する者に対して外出時の支援 （外出時の移動、排泄、食事介助等）	該当なし
	【短期入所（ショートステイ）】 介護している家族等が病気や休養のために介護できない場合に、一時的に施設で介護する	【短期入所生活介護（生活介護）】 一時的に家族の方が介護できない場合等に、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等で短期間介護する （療養介護型については短期入所生活介護に準ずるもののうち、特別な医療的ケアが必要な利用者を短期間介護する）
	【生活介護】 常時介護を要する利用者に対し、施設等において、入浴および排泄等の介護を行い、併せて生産活動や創作活動の提供を日帰りで行う	【通所介護（デイサービス）】 デイサービスセンターなどで入浴や食事、日常生活の世話、機能訓練等を日帰りで行う
	【施設入所支援】 施設に入所する者に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護や、生活に対する相談および助言	該当なし ※ 施設入所として類似するものは特別養護老人ホーム、または介護老人保健施設等への入所
	【療養介護】 医療と常時介護を必要とする者へ、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上の援助	該当なし
	【重度障害者等包括支援】 常に介護が必要な者に対する居宅介護その他の複数のサービスを包括的に行う	該当なし
	【就労移行支援】 一般企業への就労を希望する65歳未満の障害者に対し就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援	該当なし
	【就労継続支援A型】 65歳未満で一般企業への就労が困難な者に対し、雇用契約に基づき、就労し生産活動や創作活動を行い、能力向上のために必要な訓練を行う	該当なし
	【就労継続支援B型】 通常の事業所に雇用されることが困難な者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供し、加えて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う	該当なし
	【就労定着支援】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者に対して、生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う	該当なし

訓練等
給付

	【自立訓練】 自立した日常生活または社会生活が営めるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う	該当なし ※ 類似するものとして、通所リハビリテーション（デイケア）
	【共同生活援助（グループホーム）】 地域において共同生活する障害者に対し、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助	【認知症高齢者グループホーム】 認知症の診断がついている、要支援2以上の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う
	【自立生活援助】 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整の支援	該当なし
地域相談支援給付	【地域移行支援】 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対して、地域生活へ移行するための支援	該当なし
	【地域定着支援】 居宅で単身等の状況で生活する者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他の必要な支援	該当なし
地域生活支援事業	【移動支援】 屋外での移動に制約がある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする際において必要な介助を行う （例）買い物、理美容、カラオケ、等	該当なし
	【日中一時支援】 利用者を日常的に介護している家族が、病気、冠婚葬祭、看護、レジャー等のため一時的に介護ができない場合において宿泊を伴わない一時的な見守りおよび介護を行う	該当なし
	【訪問入浴サービス】 訪問入浴車が自宅に訪問し、利用者の入浴時の衣類の着脱に関する介助、洗髪、洗体、洗顔、入浴および清拭	【訪問入浴介護】 訪問入浴車が自宅に訪問し、利用者の入浴時の衣類の着脱に関する介助、洗髪、洗体および洗顔、入浴や清拭に関する指導を行う
その他	該当なし ※ 利用においては医療保険または自費対応	【訪問看護】 医師の指示に基づいて看護師等が家庭を訪問し、褥瘡の処置、点滴の管理等の必要な看護や家族へのアドバイスを行う
	該当なし ※ 利用においては医療保険または自費対応	【訪問リハビリテーション】 医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションおよび福祉用具の使用法の指導を行う

Ⅱ 障害福祉サービス等と介護保険サービスの併用利用について

介護保険サービスと障害福祉サービスの併用利用については、次の**1～4**となる。

1. 障害福祉サービス固有のサービス

同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援および就労継続支援等、移動支援事業等の地域生活支援事業については、障害福祉サービス固有のものであるため、介護保険サービスの対象者であっても支給決定を行うことがある。

ただし、就労移行支援、就労継続支援 A 型は、年齢などの要件があるため、詳しくは「第 6 章 障害福祉サービス等の概要」の各項目を参照。

同行援護は、介護保険サービスにはない視覚情報の提供がサービスの主目的であるため、介護保険の被保険者であっても利用が可能であるが、「介護保険サービスの訪問介護による通院等介助」と一部サービスが重なる部分があり、優先関係については次のとおり。

- ① 介護保険サービスで通院時の支援が可能である場合は介護保険優先
- ② 障害特性により同行援護での通院等介助利用が適当であると認められる場合は、同行援護による通院は可能

2. 介護認定が非該当であった場合

65歳到達の前日まで障害福祉サービスの居宅介護を継続して利用し、介護認定または基本チェックリスト（総合事業）で非該当と判定された場合は、引き続き障害福祉サービスを利用することが可能。

【留意事項】

非該当の場合でも、本人の状態の変化(入院や明らかな A D L の低下等)があったときは、再度介護認定を受けることの検討を行うこと。

3. 上乗せ支給

介護保険サービスへの移行にあたり、障害者総合支援法と介護保険法では基本理念や介護の必要度の指標が異なることから、障害特性による支援の必要性が介護度に反映しにくいことがある（例：精神障害者において、障害支援区分は重度であるが、介護では要支援が認定される等）。「障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、介護保険サービスの区分支給限度基準額では障害特性に応じた支援が受けられない」というギャップを埋めるため、次のいずれにも該当し市が認めた場合は、区分に応じた支給量まで居宅介護の支給決定を行う。

- ① 65歳到達の前日まで、障害福祉サービスの居宅介護を継続して利用していたこと
- ② 介護保険サービスの利用実績が区分支給限度基準額に達する見込みがあること

区分ごとの上乗せ支給時間

区分 1	8 時間
区分 2	10 時間
区分 3	15 時間
区分 4	20 時間
区分 5	30 時間
区分 6	40 時間

(1) 手続きの流れ

- ① 介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを利用している場合は、65歳到達前に、要介護認定を受ける。
- ② 要介護または要支援が認定されれば、ケアマネジャー（ケアプラン作成者）と相談支援専門員で情報共有をする。
- ③ 障害福祉サービスの上乗せ支給を希望する場合は、市に申請する。

(2) 上乗せ支給の適用について

上乗せ支給については、65歳に到達した者（介護保険サービス対象者となった者）に適用する。

4. 上乗せ支給（重度障害者向け）

介護保険サービスの対象である重度障害者については、介護保険サービスの区分支給限度基準額により、必要なサービス量を確保することが困難な場合が想定される。そのため、次の要件すべてに該当し市が認めた場合には、障害福祉サービスの重度訪問介護による上乗せ支給を行う。

- ① 介護保険の要介護認定において、要介護 5 であること
- ② 身体障害者手帳 1 級の全身性障害者^(*) およびこれらと同等のサービスが必要であること

(*) 全身性障害者

肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当するものであって両上肢および両下肢の機能の障害を有する者またはこれに準ずる者（平成15年厚生労働省告示第 27 号）

- ③ 介護保険の支給限度基準額まで介護保険サービスを利用しており、訪問介護を 5 割以上利用していること
- ④ 障害支援区分 6 であること

【留意事項】

- ・ 要介護 4 以下の者で、介護保険の利用限度額の不足が見込まれる者は、市へ相談すること。なお、本人の状態が変化している場合は、介護度の見直し（変更申請）を検討すること
- ・ 上乗せ支給については、原則重度訪問介護で決定を行う
- ・ 他の高齢者との公平性の確保の観点から、安易な介護保険サービスからの転用とならないよう、ケアマネジャーや介護保険サービス提供事業者等とサービス内容を十分に精査すること

Ⅲ 2号みなし

介護保険法に定められた特定疾病に該当する 40～64歳までの医療保険加入者は、介護保険制度上第 2 号被保険者とされるが、この介護保険のサービスを受ける医療保険未加入の40歳～64歳の生活保護受給者を「2号みなし」という。

「2号みなし」については、生活保護制度の他法優先により、原則として障害福祉サービスが優先となる。障害福祉サービス支給量については、介護保険サービスの支給限度基準額内に収めることを原則とする。（障害福祉サービスを介護保険サービスの単位数に置き換え、支給限度基準額に収まる範囲で支給決定する。）

特定疾病とは、次のとおり。

- ・ がん末期 ・ 関節リウマチ ・ 筋委縮性側索硬化症 ・ 後縦靱帯骨化症
- ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 ・ 初老期における認知症
- ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・ 脊髄小脳変性症 ・ 脊柱管狭窄症 ・ 早老症 ・ 多系統萎縮症
- ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ・ 脳血管疾患
- ・ 閉塞性動脈硬化症 ・ 慢性閉塞性肺疾患
- ・ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

IV 介護保険サービス移行までの流れ

	障害福祉サービス	介護保険サービス
65歳到達 3か月前	☐ 相談支援専門員から、ケアマネジャーへ次のことを引継ぐ ・利用者の理解力 ・介護保険移行における本人の反応 ・サービス利用内容および利用事業所 ・家族状況および経済状況 ・キーパーソンの有無 ・現在のサービスを介護保険の単位数に置き換えて確認 ☐ 障害福祉サービス固有のもの、居宅介護の差分については、継続利用	☐ 介護保険の申請 誕生日の60日前から申請が可能 ※ 介護認定が出るまでは、数か月要する場合がある
65歳到達	介護サービスへの移行期間として障害福祉サービスを継続して支給決定する場合がある	

【留意事項】

本章「2. 障害福祉サービスと介護保険サービスの相互関係」の表を参考に、相互関係が認められるサービスを利用している場合は、介護認定を受けること。

第6章 障害福祉サービス等の概要

I 介護給付

1. 居宅介護

サービス名	身体介護、家事援助、通院等介助	通院等乗降介助
サービスの内容	【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事支援 【通院等介助】 病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続において、屋内外における移動または通院先での受診等の手続きの介助 乗車前・降車後の介助に20分～30分程度以上要する支援	病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続において、ヘルパーが運転する車両への乗車・降車の介助とともに、乗車前または乗車後における移動等または受診等の手続きの介助 乗車前・降車後介助が20分未満の支援（外出先の範囲は、通院等介助と同じ）
対象者	【障害者】 障害支援区分が区分1以上である者。 ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する者 ① 区分2以上に該当していること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(1)から(5)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。 (1)「歩行」「全面的な支援が必要」 (2)「移乗」「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (3)「移動」「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (4)「排尿」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (5)「排便」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 【障害児】 障害支援区分が区分1以上に相当する支援の度合である者	
障害支援区分	区分1以上（児童については不要）	

支給(利用) 単 位	【身体介護、通院等介助】 最小単位30分（おおむね20分以上） 以降30分 【家事援助】 最小単位30分（おおむね20分以上） 以降15分 ＊身体介護：1回3時間以内 家事援助：1回1.5時間以内（原則）	最小単位1回 （乗車前介助→移送→降車後介助で1回）
支給決定 基準量	・区分1：25時間／月 ・区分2：30時間／月 ・区分3：40時間／月 ・区分4：50時間／月 ・区分5：70時間／月 ・区分6：90時間／月 ・重度障害者等包括支援対象者：100時間／月 支給決定基準量＝身体介護と家事援助を合わせた時間数 通院等介助については、必要に応じて支給決定する	通院等に必要な量
利用者負担 以外の 必要経費	外出時に係る交通費用等 （ヘルパー分も含む）	移送運賃等の交通費用

留 意 事 項	【共通事項】 ① 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）は、見守りだけの支援は含まれない ② 居宅介護は短時間・集中的な支援であるため、支給決定基準量を上回る場合で重度訪問介護の対象である場合は、重度訪問介護の利用を検討する ③ 1人の利用者に対し、同一時間帯に身体介護と家事援助のサービスを行うことは認められない ④ 2時間ルール（P.27） 【身体介護】 ① 身体介護（共同実践）（P.27） ② 二人介助（P.27） ③ 医療行為の実施（P.27） 【家事援助】 ① 対象とならないサービス（P.28） ② 同居人がいる場合の家事援助の利用（P.28） ③ 利用者不在時の利用（P.28） ④ 家事援助（育児支援）（P.29） ⑤ 家事援助（育児支援）の対象となるサービス（P.29） 【通院等介助】 ① 対象となるサービス（P.30） ② 医療機関内での支援（P.30） ③ 始点・終点の取り扱い（P.30） ④ タクシーや福祉有償車両での通院（P.31） ⑤ 健康診断のために医療機関を受診する場合（P.31） 【通院等乗降介助】 ① 通院等介助と通院等乗降介助の違い（P.31） 【障害児への居宅介護】 ① 医療的ケア児（P.32） ② 障害児への通院等介助（身体介護を伴う場合）（P.32）
---------	--

【共通事項】**④ 2時間ルール**

居宅介護（身体介護、家事援助）は短時間・集中的な支援であり、サービスとサービスの間は概ね2時間以上あける必要がある。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

サービス前後の間隔が概ね2時間未満であれば、それぞれの所要時間を合算し、1回分として報酬算定をする。

【身体介護】**① 身体介護（共同実践）**

利用者の有する能力に応じ、社会復帰・自立・社会経済活動の参加等ができるよう、日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが家事の代行ではなく、家事(家事援助における掃除・調理・洗濯・買い物等の支援)を利用者とともに行う。

利用者の自立支援のためのものであり、共同実践により1人でできるようになる見込みがある場合に、支給決定を受けることができる。

共同実践の利用を希望する場合は、居宅介護事業所が作成する個別支援計画書に位置付け、どこまで自立が促されているか、定期的に見直しを行う必要がある。

② 二人介助

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、二人介助の利用が可能。その場合、サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断する。

(1) 身体的理由により1人での介護が困難と認められる場合

(2) 暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他当該利用者の状況から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

(例) ・身体の高い利用者に対し、入浴介助サービスを提供する場合

・エレベーターの無い建物から歩行困難な利用者を外出させる場合

※ 単に安全確保等の理由だけでは認められない

③ 医療行為の実施

褥瘡などのガーゼ交換や、座薬の挿肛などの医療行為は、原則訪問看護での対応となる。

【家事援助】

① 対象とならないサービス

次の(1)～(3)の内容は家事援助の対象外。またこれらは一例であり、これら以外のものについては家事援助の趣旨を踏まえて、支給の要否を判断する。

- (1) 商品の販売・農作業など正業の援助的な行為
- (2) 家族の利便に供する行為、または家族が行うことが適当であると判断される行為
 - ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
 - ・自家用車の洗車、清掃等
- (3) 「日常生活の援助」に該当しない行為
 - ・ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
（例）・草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話等
 - ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
（例）・家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・植木の剪定等の園芸
 - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

② 同居人がいる場合の家事援助の利用

同居人の障害、疾病、就労など^(*)により、利用者または同居人が家事を行うことが困難である場合、支給決定を行うことがある。

その場合、共有部分（本人以外も使用する浴室、トイレ、玄関、廊下など）の掃除については、原則家事援助の対象外。サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の要否を判断する。

(*) 同居人の障害、疾病、就労など

- (1) 同居人に障害・疾病がある場合
- (2) 同居人が高齢で筋力低下していて、家事を行うのが難しい場合
- (3) 同居人が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
- (4) 同居人が仕事等で不在であり、日常生活に支障がある場合

③ 利用者不在時の利用

家事援助は、利用者の安全確認を図りながら行うものであり、サービス提供中は、利用

者が居宅に所在していることが基本である。事業者および利用者の都合で利用者不在中にサービスを行うことは認められない。

④ 家事援助（育児支援）

育児をする保護者が十分に子どもの世話ができない障害者である場合、家事援助（育児支援）の支給決定を行うことがある。

家事援助（育児支援）は、利用者（保護者）が本来家庭内で行う養育を代替えるものであり、次の(1)～(3)のすべてに該当する場合に、利用者、子ども、家族等の状況を勘案し必要に応じて支給決定を行う。利用にあたっては関係機関での情報共有や検討を十分にを行い、場合によっては関係機関からの意見や個別支援計画書の提出が必要。

- (1) 利用者（保護者）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- (2) 利用者（保護者）の子どもが1人では対応できない場合
- (3) 他の家族等による支援が受けられない場合

⑤ 家事援助（育児支援）の対象となるサービス

(例) ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳

- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・ こども園・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、こども園・学校等への連絡援助
- ・ 利用者（保護者）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもがこども園へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者（保護者）に代わって行う上記の家事・育児
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い

※ 付き添いについては、養育の代替えをするといった観点から、原則利用者（保護者）が同行することはできない。ただし、医師からの説明は基本的に本人または家族に行われるものであり、保護者の代わりにヘルパーが医師の説明を聞き、保護者に伝えることは治療方針等が誤って伝えられる可能性や、子どもが不利益を被る可能性をはらむため、できるだけ医師から保護者宛に電話や書面で説明を行ってもらふようすること。

【通院等介助】

① 対象となるサービス

(1) 居宅介護対象者への入退院を含む、病院への通院支援

精神科のデイケアや整骨院・接骨院・鍼灸院（保険治療部分）等、医療保険点数（保険治療）で請求可能な医療機関が対象。民間療法（施療院、マッサージ等）は保険適用外のため対象外。

(2) 官公署等への同行支援

公的手続きまたは相談のため、国、都道府県、市の各機関、指定相談支援事業所等を訪れる場合の同行支援

② 医療機関内での支援

医療機関内は、通常院内スタッフにおいて対応がされており、支援の対象にはならないため、その時間については除外して報酬算定をする。ただし次の(1)～(3)すべてに該当する場合には、通院等介助（院内算定可）の支給決定を行うことがある。

なお、院内で支援を行う場合は、計画案および居宅介護事業所の個別支援計画書に位置付ける必要がある。

(1) 病院側の諸事情により、院内介助の対応ができない場合

(2) 本人が介助を必要とする心身の状態である場合（本人が希望しているからという理由だけでは不可）

（例）・院内の移動に介助が必要な場合

- ・知的・行動障害のため見守りが必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合 等

(3) 院内において実際にヘルパーが見守り等の介助を行っている場合（有事の際すぐに対応できる状態で待機していること）

※ ただし、医師からの説明は基本的に本人または家族に行われるものであり、本人の代わりにヘルパーが医師の説明を聞き、家族に伝えることは治療方針等が誤って伝えられる可能性や、本人が不利益を被る可能性をはらむため、できるだけ医師から家族宛に電話や書面で説明を行ってもらうようにすること。

③ 始点・終点の取り扱い

通院等介助・通院等乗降介助の始点・終点は基本的には居宅となるが、条件を満たせば事業所から目的地への移動等に係る通院等介助および通院等乗降介助に関しても利用できる。

次のすべてを満たすこと。

- ・ 始点または終点が居宅である
- ・ 同一の居宅介護事業所が通院等介助等を行う

<対象施設>

- ・ 指定障害福祉サービス事業所
 - 生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 地域生活支援事業（生活訓練等、日中一時支援）

④ タクシーや福祉有償車両での通院

通院等介助は、原則公共交通機関を利用すること。タクシーや福祉有償車両での通院の場合、本人と同乗しているだけでは支援として認められない。

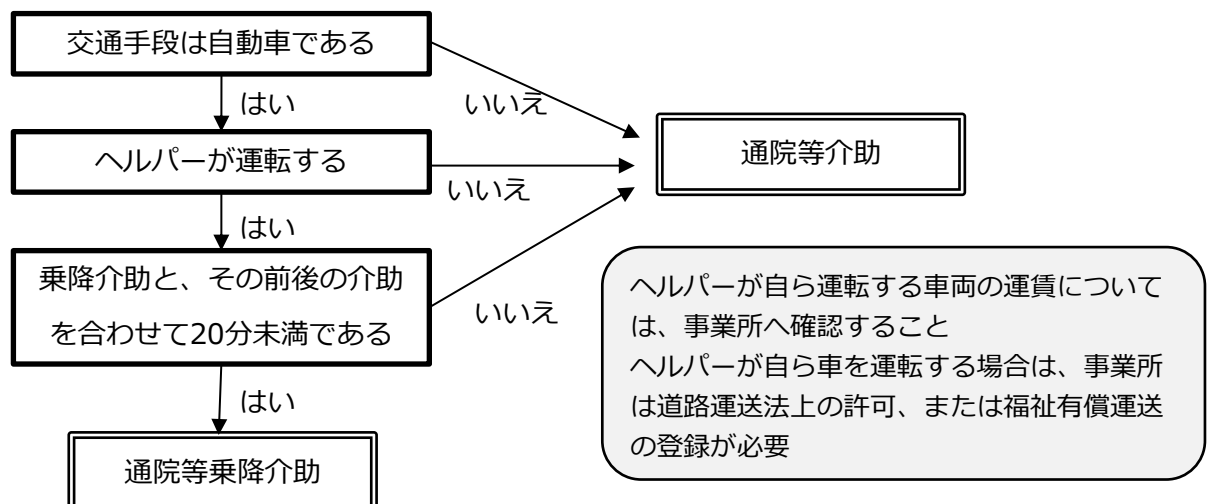
⑤ 健康診断のために医療機関を受診する場合

健康診断は、健康状態を把握するための検査であり、病気の治療が目的ではないため医療保険適用外となり、通院等介助は対象外となるため、移動支援を利用すること。ただし、日常通院している医療機関で、健康診断と同時に診察を受ける場合（保険治療を行う場合）には、通院等介助等が利用できる。

【通院等乗降介助】

① 通院等介助と通院等乗降介助の違い

ヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合に、「乗車・降車の介助」および「乗車前または降車後の屋内外における介助」に要する時間によって、どちらのサービスを利用するかが変わる。要する時間が20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となる。



【障害児への居宅介護】

障害の種類や程度の把握のために、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）を行った上で支給の可否および支給量を決定する。

① 医療的ケア児

NICU等での集中治療を経て退院した直後である場合をはじめ、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）だけでは支給の可否および支給量の決定が難しい乳幼児期（特に0歳から2歳）の医療的ケア児については、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表1）における医師の判断を踏まえて支給の可否および支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

② 障害児への通院等介助（身体介護を伴う場合）

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）を行った上で、障害者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」および「排便」について支援が必要と想定されるかどうかによって判断する。

2. 重度訪問介護

サービス名称	重度訪問介護
サービスの内容	・身体介護・家事援助といった居宅介護と同等の内容 ・移動の介護 ・病院等などにおける意思疎通の支援 ・居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援
対象者	障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外 ② 行動関連項目等（12項目）（別表3）の合計点数が10点以上 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ次の要件を満たす者とする。 （1）100分の8.5 区分6に該当する者 （2）100分の15 ①に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者
障害支援区分	区分4以上
支給(利用)単位	最小単位1時間 以降30分ごと（原則、1日3時間以上）
支給決定基準量	・区分4：160時間／月 ・区分5：190時間／月 ・区分6：230時間／月 ・重度障害者等包括支援対象者：765時間 ※ 移動中介護は、重度訪問介護全体の支給量の内数となる （例）居宅内介護を100時間、通院のための介助を10時間、余暇活動など移動中の介助を35時間で決定する場合100時間＋10時間＋35時間＝145時間（うち移動支援加算45時間）となる
利用者負担以外の必要経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）
留意事項	① 重度訪問介護における移動介護加算（P.34） ② 重度訪問介護と外出支援の取り扱い（P.34） ③ 入院中の重度訪問介護の利用（P.34） ④ 居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援（P.34） ⑤ 二人介助（P.35） ⑥ 重度訪問介護と居宅介護の取り扱い（P.35）

留意事項

① 重度訪問介護における移動介護加算

重度訪問介護計画に位置づけられた内容の外出時における、移動中の介護を行う場合に算定が可能。買物、通院、余暇活動などの外出を伴うものが該当。

② 重度訪問介護と外出支援の取り扱い

重度訪問介護には移動時の介助が含まれるため、外出支援（同行援護、行動援護、移動支援）との併用はできない。

③ 入院中の重度訪問介護の利用

重度訪問介護は居宅（外出支援を除く）において提供するサービスだが、次の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用している障害者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4以上の障害者
派遣期間	入院中の医療機関等の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間に限る
支援内容	・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる ・上記に付随した看護に該当しない行為（テレビの位置調整等）

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員が行うため、その支援を代替およびその人員を補充するための利用はできない。また、看護に該当しない行為が必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用不可。

【参考】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」

（平成28年6月28日保医発0628第2号厚生労働省保健局医療課長通知）

④ 居宅介護や移動時の介護と一体的に行われる見守りの支援

比較的長時間の見守りの支援や、主に見守りのみの支援の必要性については、特に次の(1)または(2)に該当するかを検討し、支給量を決定する。

(1) 生命維持の見守りであること

- ・行動障害（大声や他害行為、危険行動など）がある場合について、必要な見守りであること（重度の知的・精神障害者を想定）
- ・頻繁なてんかん発作等、生命に直接影響する疾患を有しており、かつ、一人で救急時の連絡ができない場合の見守りであること

- ・人工呼吸器の監視であること（重度の肢体不自由者を想定）

(2) 対象者の身体状況等について、特に必要があると認められる見守りであること

⑤ 二人介助

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、二人介助の利用が可能。その場合、サービスの具体的な理由や必要性について、相談支援事業所などからの聞き取りや、個別支援計画内容を確認したうえで、支給の可否を判断する。

- (1) 身体的理由により1人の介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他当該利用者の状況から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

(例) ・身体が大きい利用者に対し、入浴介助サービスを提供する場合

・エレベーターの無い建物から歩行困難な利用者を外出させる場合

※ 単に安全確保等の理由だけでは認められない。

⑥ 重度訪問介護と居宅介護の取り扱い

原則、重度訪問介護と居宅介護の併用はできない。

重度訪問介護の対象者であっても、短時間・集中的な支援が行われる場合は、居宅介護の支給決定を行うことがある。（目安として、1日のサービス必要量が概ね身体介護3時間以内、家事援助1.5時間以内）

3. 行動援護

サービス名	行動援護
サービスの内容	① 外出する際に生じる危険を回避するために必要な援助 ② 排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 ・ 予防的対応…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等 ・ 制御的対応…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等 ・ 身体介護的対応…便意の認識ができない者の介助等
対象者	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な者で、次のいずれにも該当する者 ・ 障害支援区分3以上 ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）（別表3）の合計点数が10点以上
障害支援区分	区分3以上
支給(利用)単位	最小単位30分（概ね20分以上） 以降30分ごと
支給決定基準量	70時間／月
利用者負担以外の必要経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）
留意事項	① 行動援護と移動支援の併給（P.37） ② 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用（P.37）

留意事項

① 行動援護と移動支援の併給

原則行動援護と移動支援の併用はできない。（移動支援より行動援護が優先される。）基本的なサービス内容は移動支援と同様であるため、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」（通勤、通学、通所等）は認められない。ただし、通院の支援については、障害特性を勘案して行動援護によるサービス提供も可能。

② 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用

医療機関への入退院時、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合、および外泊先において移動の援護等を必要とする場合において、行動援護の利用は可能。

4. 同行援護

サービス名称	同行援護
サービスの内容	① 移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。） ② 移動時およびそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ③ 外出時の排泄・食事等の介護 ④ その他外出する際に必要となる援助
対象者	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者で、次のいずれにも該当する者 同行援護アセスメント票（別表4）による調査項目中 ① 「視力障害」「視野障害」および「夜盲」のいずれかが1点以上 ② 「移動障害」の点数が1点以上の者
障害支援区分	不要（同行援護アセスメント調査（別表4）のみ） ・区分3以上に該当する場合は加算あり その場合は障害支援区分の認定を受け、加算対象者として支給決定を受けている（受給者証に障害支援区分の記載がある）必要がある
支給(利用)単位	最小単位30分（概ね20分以上）以降30分
支給決定基準量	70時間／月
利用者負担以外の必要経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）
留意事項	① 対象となる外出（P.39） ② 同行援護と移動支援の併給（P.39） ③ 「通院等介助」と「同行援護」の関係（P.39） ④ 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用（P.39） ⑤ 啓発などの社会活動について（P.39） ⑥ 1日に複数回のサービス利用（P.40） ⑦ 盲導犬同伴による外出（P.40） ⑧ 児童の申請（P.40）

留意事項

① 対象となる外出

病院・診療所への通院の介助、官公署での公的手続き、屋内外における移動の介助を行うことが可能。

基本的なサービス内容は移動支援と同様であるため、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」（通勤、通学、通所等）は認められない。

② 同行援護と移動支援の併給

原則、同行援護と移動支援の併用はできない。（移動支援より、同行援護が優先される。）

ただし、通院の支援については、障害特性を勘案して同行援護によるサービス提供も可能。

③ 「通院等介助」と「同行援護」の関係

病院への通院にあたり、同行援護と通院等介助のどちらを利用するかについて、優先関係はない。利用目的や実情に合わせて利用すること。

居室内での支援（外出準備や外出後の片づけ等）はできないため、居室内での支援が必要な方は、通院等介助を利用すること。

④ 入退院時や入院中、外出・外泊時の利用

医療機関への入退院時、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合、および外泊先において移動の介助を必要とする場合において、同行援護の利用は可能。

⑤ 啓発などの社会活動について

啓発活動を含む社会活動により支給決定基準量を超える場合は、利用者の意向やその他の必要性を確認したうえで、社会活動以外（支給決定基準量内）＋社会活動（必要な時間）として支給決定を行うことがある。

【同行援護に係る特別の事情での加算について】

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 団体等の長である場合 | 1 か月につき16時間まで |
| (2) 冠婚葬祭に出席する場合 | 1 日につき 8 時間まで |
| (3) 選挙の投票に行く場合 | 1 日につき 4 時間まで |
| (4) 障害者スポーツ大会に参加する場合 | 1 日につき 8 時間まで |
| (5) その他市長が必要と認めた外出をする場合 | 1 日につき 8 時間まで |

※ 加算の請求をする場合には、市に事前相談の上、サービス等利用計画案に明記すること

⑥ 1日に複数回のサービス利用

1日に複数回のサービス利用は可能だが、概ね2時間以上の間隔を空ける必要がある。ただし、やむを得ず短時間の間隔でサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合は、この限りではない。

⑦ 盲導犬同伴による外出

同行援護は単なる移動、送迎サービスではなく、外出先での必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や排泄・食事等の介護も支援の範囲となる。同伴の盲導犬ではこれらの支援を行うことができないため、盲導犬同伴での同行援護の利用は可能。

⑧ 児童の申請

同行援護の申請があった場合、同行援護アセスメント調査票（別表4）により調査を行い、障害者の場合と同様、調査項目「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者が対象となる。また、障害支援区分3以上の支援の度合いに相当することが見込まれる場合、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）を行った上で障害支援区分3の利用者を支援した場合の加算または障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算の要否を決定する。なお、このとき、短期入所の単価区分の【区分2】を障害支援区分3の支援の度合いに相当するもの、【区分3】を障害支援区分4の支援の度合いに相当するものとして取り扱う。

5. 短期入所

サービス 名称	短期入所
サービスの 内容	短期入所は、介護者の病気などの理由により短期間の入所を必要とする方が、施設に入所し、入浴・排せつおよび食事の介護などの必要な支援を受けることができるサービス。施設の空きが出るまでの利用や、介護者の休息（レスパイト）のためにも利用できる。 短期入所事業所には大きく分けて3種類あり、それぞれ支援内容などが異なる。 ① 福祉型短期入所事業所 指定障害者支援施設等（*1）の入所施設で短期入所を行う事業所 ② 福祉型強化短期入所事業所 看護職員が配置されている指定障害者支援施設等（*1）の施設で短期入所を行う事業所 ③ 医療型短期入所事業所 病院等（*2）の医療機関で短期入所を行う事業所 （*1）指定障害者支援施設等 障害者支援施設・宿泊型自立訓練・GH（共同生活援助）・児童福祉施設など （*2）病院等 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院
対 象 者	① 障害支援区分1以上の者 ② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分（別表2）における区分1以上に該当する障害児
障 害 支 援 区 分	区分1以上 （障害児は、障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）による区分要）
支 給（利用） 単 位	1日
支 給 決 定 基 準 量	15日／月
支 給 期 間 （ 最 長 ）	1年間
留 意 事 項	① 入院中に短期入所は利用不可 ② 短期入所中に通院等介助は利用不可 ③ 長期的・連続的な利用（ロングショート）（P.42） ・支給決定基準量は15日だが、介護者の不在等やむを得ない事情により、短期入所を連続して利用する場合は原則30日が上限 ・年間利用日数については、最初に短期入所を利用した日から起算して1年のうち、180日が上限の目安 ④ 医療型短期入所（P.42） ⑤ 児童の申請（P.43）

留意事項

③ 長期的・継続的な利用

短期入所の連続利用日数については、原則として30日を上限とする。ただし、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められた場合に限り、30日を超えて連続利用することができる。

【支給決定に関する取り扱いについて】

- ・長期的・継続的な利用が必要と考えられる場合は、市に相談すること
- ・支給量は上限31日／月

【長期的・継続的な利用の必要性が認められる場合の例】

- ・居宅がなく、グループホーム等への入居も困難である場合
- ・介護者の状況または対象者の心身の状態により、数日であっても居宅に戻って生活することが困難である場合

④ 医療型短期入所について

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 医療型（療養介護） | 療養介護対象者（*） |
| (2) 医療型（重心・医ケア） | 重症心身障害児、
医療的ケア児（医療的ケア判定スコア（別表1）16点以上） |
| (3) 医療型（その他） | 遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者（療養介護対象者を除く。） |

※ 医療型短期入所の支給決定を受けている場合は、その受給者証で福祉型短期入所と医療型短期入所の両方を利用することができる。福祉型短期入所の支給決定を受けている場合は、福祉型短期入所のみ利用することができ、医療型短期入所を利用することはできない。

（*）療養介護対象者

- ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ② 障害支援区分5以上に該当し、次の（1）から（4）のいずれかに該当する者
 - （1）重症心身障害者または進行性筋委縮症患者
 - （2）医療的ケアの判定スコア（別表1）（基本スコアおよび見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者
 - （3）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコア（別表1）が8点以上の者
 - （4）遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコア（別表1）が8点以上の者
- ③ ①および②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護および医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するも

のであると市町村が認めた者

⑤ 児童の申請

障害の種類や程度の把握のために、障害児の調査項目（５領域20項目）（別表２）を行った上で支給の要否および支給量を決定する。

NICU等での集中治療を経て退院した直後である場合をはじめ、障害児の調査項目（５領域20項目）（別表２）だけでは支給の要否および支給量の決定が難しい乳幼児期（特に０歳から２歳）の医療的ケア児については、障害児の調査項目（５領域20項目）（別表２）に加えて医療的ケアの判定スコア（別表１）の調査における医師の判断を踏まえて支給の要否および支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

6. 生活介護

サービス名称	生活介護	
サービスの内容	障害者支援施設などへの通所による、施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助	
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者	
障害支援区分	施設入所者	① 区分4以上
		② 50歳以上で区分3以上
	施設入所者以外	① 区分3以上
		② 50歳以上で区分2以上
支給(利用)単位	1日	
支給決定基準量	月の日数から8日を控除した日数/月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+3年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内)	
留意事項	介護保険対象者は、介護保険サービスの通所介護、通所リハビリ等が優先	

7. 療養介護

サービス名称	療養介護
サービスの内容	病院において行われる、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活の世話等の支援 療養介護のうち医療に係るものは療養介護医療
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とし、次のいずれかに該当する者 ① 障害支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分5以上で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 重症心身障害者または進行性筋萎縮症患者 (2) 医療的ケアの判定スコア（別表1）が16点以上 (3) 行動関連項目等の合計点数が10点以上で医療的ケアの判定スコア（別表1）が8点以上 (4) 遷延性意識障害者で、医療的ケアの判定スコア（別表1）が8点以上 ③ ①および②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護および医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者
障害支援区分	区分5以上
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	当該月の日数／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋3年以内 （ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内）
留意事項	① 療養介護の利用にあたっては、「障害福祉サービス受給者証」と「療養介護医療受給者証」が必要 ② 他のサービスとの併給不可

8. 施設入所支援

サービス名称	施設入所支援
サービスの内容	施設内で夜間や休日に行う、入浴、排泄、食事の介護等の支援
対象者	主に次のいずれかに該当する者 ① 生活介護の決定を受けた者 生活介護利用者であって、区分4以上の者 ただし、50歳以上の者にあつては区分3以上 ② 訓練等給付の決定を受けた者 障害支援区分を問わず、自立訓練、就労移行支援利用者で、地域の社会資源の状況により通所が困難であるなど、特に必要と認められる者
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	当該月の日数/月
支給期間(最長)	3年間
利用者負担以外の必要経費	食費・光熱水費の実費負担 (利用者負担の所得区分が生保・低所得1、低所得2の者については補足給付あり)
留意事項	① 障害者支援施設への入所については、日中の障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援等)の支給決定を併せて行う ② 施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は、原則の日数 ③ その他サービスの併給については原則不可 ④ 施設入所支援+生活介護の受給者は、介護保険制度の適用除外施設入所者として、介護保険被保険者資格を喪失する ⑤ 利用者負担上限月額、補足給付費は、毎年7月に把握した所得状況に基づき認定する

9. 重度障害者等包括支援

サービス名称	重度障害者等包括支援
サービスの内容	居宅介護や生活介護等の訪問系・日中活動系の障害福祉サービスにおける包括的な支援
対象者	介護の程度が著しく高く、常時介護を要する障害者（児） 障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有するもの（認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定）で、次のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） ・最重度知的障害者（Ⅱ類型） ② 行動援護の対象者であって障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）（別表3）の合計点数が10点以上の者（Ⅲ類型）
障害支援区分	区分6
支給(利用)単位	報酬単位数／月
支給量	80,000単位／月
利用者負担以外の必要経費	外出時に係る交通費用等（ヘルパー分も含む）

Ⅱ 訓練等給付

1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項

① 基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望するサービスについて、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行う。

② 暫定支給

対 象 と な る サ ー ビ ス	① 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） ② 就労移行支援 ③ 就労継続支援 A 型 ※ 就労継続支援 B 型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行わない ※ 暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市が認めるときは、暫定支給決定は行わない
決 定 期 間	暫定支給決定期間の設定方法は、暫定支給決定開始日の属する月の翌月末（上限 2 か月）
暫定から本支給に係る手続き	サービス提供事業者は、次の①～④を取りまとめた書類を暫定支給決定期間終了の14日前までに、朝来市、当該利用者および計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する ① 利用者のアセスメント内容 ② 個別支援計画 ③ 個別支援計画に基づく支援実績 ④ 個別支援計画に基づく評価結果（当該サービスの本支給決定の要否を明記すること） ※ 上記にあわせて、訓練等給付費に係る申請書についても提出すること。 ※ 様式については、各事業所任意とする
留 意 事 項	・ 就労継続支援 A 型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約が締結される ・ 利用者は、暫定支給決定期間経過後に、引き続き同一事業の暫定支給決定を受けることはできない

③ 標準利用期間

明確な目的意識を持って一定期間で効果的・効率的に訓練を行うため、サービス利用が長期になることを防ぐことから、訓練等給付には標準利用期間が定められているサービスがある。

対 象 と な る サ ー ビ ス	① 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練） ② 就労移行支援 ③ 就労定着支援 ④ 自立生活援助 ⑤ 共同生活援助（サテライト）
標準利用期間の 決 定	標準利用期間はサービスによって異なる 標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能 ※ 暫定支給決定対象サービスの場合は、暫定期間を含めて1年 暫定期間の初日が月途中の場合は、1年間に当該月の末日までの期間を加えた期間 （例） 1月15日から暫定支給決定対象サービスを利用した場合 暫定期間：1月15日～2月末 1年ごとの更新期間：1月15日～翌年の1月末
標準利用期間を 超える場合の 手 続 き	標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（原則1回） 手続きには、時間を要するため、延長が必要と判断した場合は、早めに市へ相談すること

2. 就労系障害福祉サービスの在宅利用の取り扱い

① 利用者の要件

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援）の利用者であって、本人が利用を希望し、かつ在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者。

なお、支援効果については、個別支援計画に在宅でのサービス利用による支援目標、支援内容が明記され、個別支援計画のモニタリングの機会等で、実施効果を定期的に評価し、見直しがなされるかにより評価する。

② 事業所の要件

(1) 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われ、かつ常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが

確保されていること

(2) 在宅利用者の支援に当たり、連絡、助言または進捗状況の確認やその他の支援が行われていること

(3) 市内または近隣市町（但馬圏域）に所在し、緊急時の対応ができること

※ 利用者の状況等を勘案し、その利用が必要と認められる場合は、但馬圏域外においても利用可能とする

(4) 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること

(5) 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所または電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を行うこと

(6) 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問または在宅利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと

【留意事項】

在宅利用と通所での支援を組み合わせることも可能

※ 詳しくは「朝来市就労系障害福祉サービスの在宅利用の取り扱いについて」を参照

3. 自立訓練

サービス名称	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)
サービスの内容	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所に通所、入所または障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所に通所、入所または障害者の居宅を訪問し、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談およびその他の必要な支援を行う
対象者	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を必要とし、次のいずれかに該当する者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等	
障害支援区分	不要	
支給(利用)単位	1日	
支給決定基準量	月の日数から8日を控除した日数/月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間+1年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) ※ 暫定支給決定あり(支給決定の更新は標準利用期間の範囲内)	
標準利用期間	1年6か月(原則) ※ ただし、頸椎損傷により四肢麻痺がある方は3年	2年(原則) ※ ただし、長期入院していた、またはこれに類する事由のある方は3年
留意事項	自立訓練(機能訓練・生活訓練)再申請の取り扱い ・ 以前に支給決定を行った人が、再度利用を希望した場合、個別支援計画書および理由書の提出を求め、市が個別に必要な性の有無を確認する。 ・ 生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定を行う。	

4. 宿泊型自立訓練

サービス 名称	宿泊型自立訓練
サービスの 内 容	障害者支援施設等の居室にて行う、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援・訓練
対 象 者	次のいずれにも該当する者 ① 自立訓練（生活訓練）対象の者 ② 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者 ③ 地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者
障 害 支 援 区 分	不要
支給(利用) 単 位	1 日
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数／月
支 給 期 間	支給開始日から同月末までの期間+ 1 年以内 (ただし、支給開始日が1日の場合は1年以内) ※ 暫定支給決定あり（支給決定の更新は標準利用期間の範囲内）
標 準 利 用 期 間	2 年（原則） ※ ただし、長期入院していた、またはこれに類する事由のある方は3 年 審査会の意見を聴いた上で市が必要と認める場合は、標準利用期間を超える支給決定の更新を行うことが可能（更新回数の上限は定めなし）。

5. 就労移行支援

サービス 名 称	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）
サービスの 内 容	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等	
対 象 者	サービスを利用（申請）する際に雇用契約がない65歳未満の者 （利用開始時65歳未満の者）	
	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる次のいずれかに該当する者 ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、灸師免許を取得することにより、就労を希望する者 ※ 養成施設は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の施設
支給(利用) 単 位	1日	
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数から8日を控除した日数／月	
支 給 期 間	暫定支給決定期間と標準利用期間あり 「1. 訓練等給付の支給決定にかかる共通事項」を参照	支給開始日から同月末までの期間 + 3年または5年以内
標 準 利 用 期 間	2年（原則）	3年または5年
	標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）。	
留 意 事 項	① 65歳以上の取り扱い（P.54） ② 就労移行支援の再利用の取り扱い（P.54） ③ 職場への定着のための支援等（P.55）	

留意事項

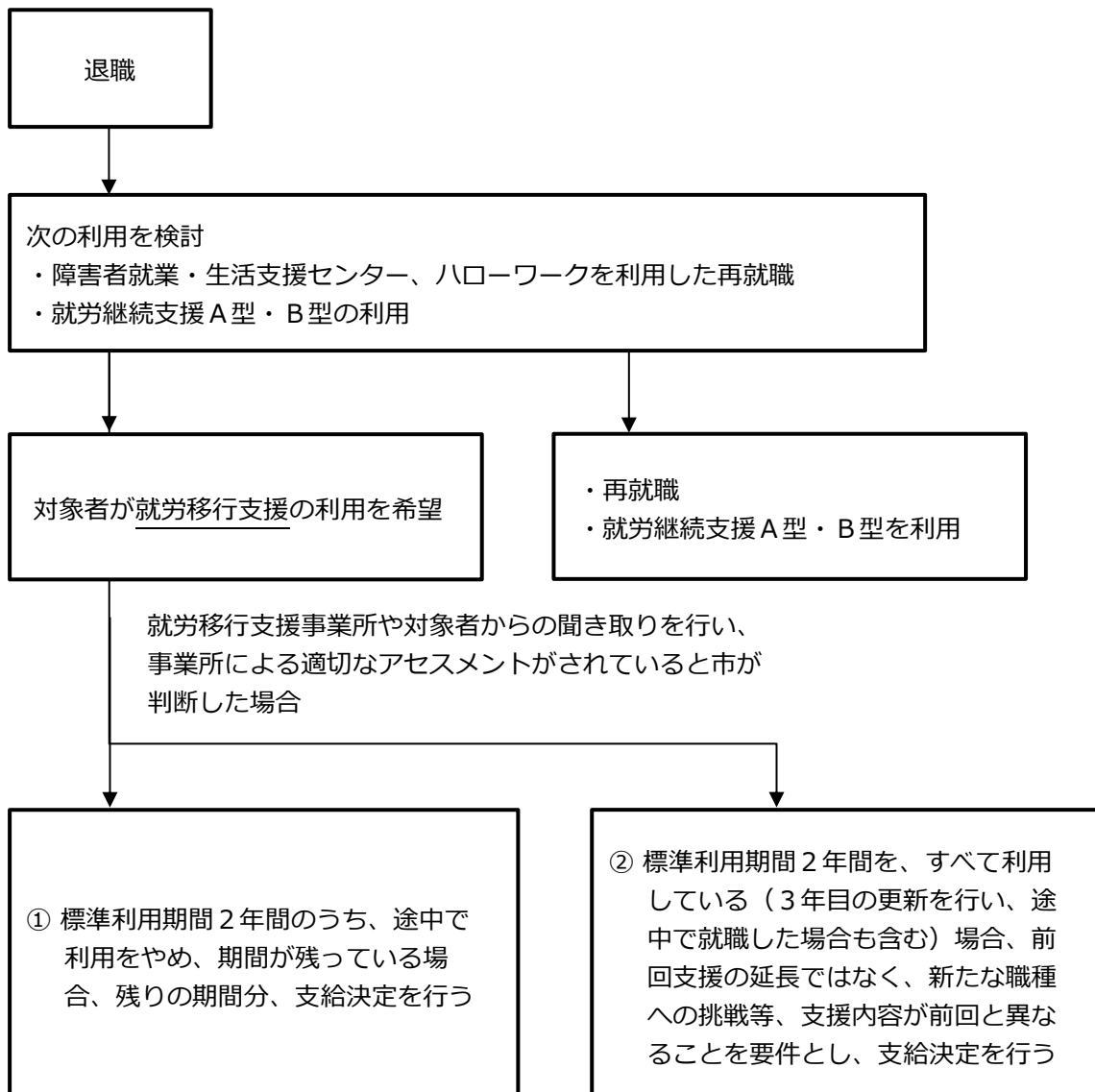
① 65歳以上の取り扱い

65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

なお、65歳に達する前5年、支給決定を受けていた障害福祉サービスについては、就労系障害福祉サービスに限るものではない。

② 就労移行支援の再利用の取り扱い

就労移行支援を利用して一度就職したが退職し、再度就労移行支援の利用を希望する場合の取り扱いは、次のとおり。



③ 職場への定着のための支援等

職場への定着のための支援等の実施として、指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職してから少なくとも6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないとされている。

【参考】障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

6. 就労継続支援A型

サービス 名称	就労継続支援A型
サービスの 内 容	就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて行う、知識や能力向上のために必要な訓練
対 象 者	一般企業等に就労することが困難で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者） 次のいずれかに該当する者 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
支給(利用) 単 位	1 日
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数から8日を控除した日数／月
支 給 期 間	暫定支給決定期間あり 最長3年間（暫定支給決定期間含める）
留 意 事 項	① 65歳以上の取り扱い（P.57） ② 暫定支給決定を不要とする場合（P.57） ③ 特別支援学校卒業後、すぐに就労継続支援A型を利用する場合（P.57）

留意事項

① 65歳以上の取り扱い

65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。65歳を超えて新規で利用することはできない。

なお、65歳に達する前5年、支給決定を受けていた障害福祉サービスについては、就労系障害福祉サービスに限るものではない。

② 暫定支給決定を不要とする場合

次のいずれかの場合で、暫定支給決定期間中に必要なアセスメントがすでに行われているものと判断できれば、暫定支給決定は不要。

(1) 転入後も引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合

就労継続支援A型を利用している者が、他の市から転入する場合であって、当市においても引き続き就労継続支援A型の利用を希望する場合に、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

(2) 就労移行支援から就労継続支援A型の利用を希望する場合

就労移行支援を利用していたが、一般企業に就職できなかった者が、就労継続支援A型の利用を希望する場合に、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ、当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

③ 特別支援学校や高等学校卒業後、すぐに就労継続支援A型を利用する場合

在学期間中などに就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている必要がある。

7. 就労継続支援 B 型

サービス 名 称	就労継続支援 B 型
サービスの 内 容	就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて行う、知識や能力向上のために必要な訓練
対 象 者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者 次のいずれかに該当する者 ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ③ ①、②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
支給(利用) 単 位	1 日
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数から 8 日を控除した日数／月
支 給 期 間	① 50歳に達している者：支給開始日から 同月末までの期間 + 3 年以内 (ただし、支給開始日が 1 日の場合は 3 年以内) ② ①以外の者：支給開始日から同月末までの期間 + 1 年以内 (ただし、支給開始日が 1 日の場合は 1 年以内)
留 意 事 項	① 65歳以上の取り扱い (P.59) ② 特別支援学校卒業後、すぐに就労継続支援 B 型を利用する場合 対象者の要件③を満たす必要がある。在学期間中などに就労移行支援を利用し、就労アセスメントの結果、就労継続支援 B 型の利用が適当であると認められた場合は、卒業後すぐに利用することができる。 ※ 詳しくは「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」(厚生労働省)を参照 ③ 障害基礎年金 1 級の受給の有無 障害基礎年金 1 級を受給している方は、サービス申請時に現在受給している年金額が分かるもの(年金の振込通知書、振込記録のある通帳のコピーなど)を提出 ④ 就労アセスメントの実施 (P.59)

① 65歳以上の取り扱い

就労系のサービスにおいては、生産活動の場の提供だけでなく、就労に必要な知識および能力の向上（単に身体機能の維持等は対象ではない）が求められる。そのため、65歳を超えて利用を継続する場合には、当該利用者の利用状況等をよく勘案し、必要性を判断すること。また、就労に必要な知識および能力の向上等、就労系サービスの利用意義が認められないと市が判断をした場合は、支給量の減もしくは取り消しとなることもある。

(1) 65歳前からの継続

利用者の生活状況、就労の必要性に応じて、市が個別に判断をしたうえで支給決定を認める場合がある

(2) 65歳を超えての新規利用および他の就労系サービスからの変更利用について

生活状況、就労歴、生活歴等、サービス利用の必要性を総合的に勘案し、市が個別に判断を行う

④ 就労アセスメントの実施

(1) 就労アセスメントの対象者

就労継続支援B型の支給決定を受けるためには、次の(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当している必要がある。

(Ⅰ) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

(Ⅱ) 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者

(Ⅲ) (Ⅰ)および(Ⅱ)のいずれにも該当しない者で、就労移行支援事業所等のアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者

上記(Ⅰ)～(Ⅲ)のうち、(Ⅰ)および(Ⅱ)に該当しない方については、(Ⅲ)により就労移行支援事業所の就労アセスメントを受ける必要がある。

(2) 就労アセスメントの実施機関

就労アセスメントは原則として就労移行支援事業所が行うこととなるが、利用者の事情等により就労移行支援事業所がアセスメントを行うことが困難であると市が認めた場合には、例外的に障害者就業・生活支援センターがアセスメントを行うことも可能。ただし、利用希望者がすでに障害者就業・生活支援センターに通所していることをもって、就労移行支援事業所によるアセスメントが不要であるとはならないので注意すること。例外的に認める利用者の事情等とは、すでに障害者就業・生活支援センターに通所しているが、ひ

きこもり、こだわりが強い等の理由により、就労移行支援事業所でのアセスメントが困難であると認められる場合に限る。

(3) 支給決定までの流れ

通常の障害福祉サービスの支給決定と同様、市に申請を行う。申請者のこれまでの障害福祉サービスの利用歴等により、面接もしくは訪問による調査が必要な場合がある。また、申請から支給決定までには時間を要するため、利用の予定にあわせて申請を行うこと。

(4) 標準的な就労アセスメントの実施期間

就労移行支援事業所等による就労アセスメントの標準的な実施期間は約1か月間。ただし、特別支援学校で実施される実習で就労アセスメントを実施する場合には、その実習の実施期間に応じる。

(5) 18歳未満の利用対象者

18歳未満で就労アセスメントを実施するためには、就労できる年齢に至っていない当該児童を18歳とみなしてよいかこども家庭センター等に意見を求める必要がある。また、放課後等デイサービスを利用している当該児童については、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援を利用することはできないため注意すること。

<提出書類>

- ☐ 介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ☐ 世帯状況・収入等申告書
- ☐ 同意書（当該児童を18歳とみなしてよいかこども家庭センター等に確認を行うため）

8. 就労定着支援

サービス名	就労定着支援
サービスの内容	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るための必要な支援 ・企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整 ・雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営むうえでの、各般の問題に関する相談、指導および助言等 事業者は、月1回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うように努める必要がある
対象者	次のいずれにも該当する者 ① 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した者 ② 就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 ③ 就労を継続している期間が就職してから6か月以上3年6か月未満の者。 (病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した者も含む)
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1か月
支給決定基準量	当該月の日数/月
支給期間	標準利用期間：3年（更新は1年単位） ※ 3年の標準利用期間を超えての更新はできない
留意事項	手続きにあたっては、次の書類を市に提出 ☐ 雇用契約書の写し（雇用日がわかるもの） ☐ 現在の雇用状況がわかるもの（社会保険証等）

<サービスの利用開始時期と就労定着支援のイメージ>

	就職	利用開始	
就労移行支援 就労継続支援 生活介護 自立訓練	努力義務による 職場定着支援 (6か月間)	就労定着支援期間 (最大3年間)	必要に応じて障害者就業・生活支援センター等による定着支援に繋ぐ

9. 自立生活援助

サービス 名称	自立生活援助
サービス 内容	居宅において、自立した日常生活を営む上での定期的な巡回や、随時訪問、相談対応等の支援、関係機関と連絡調整等の援助
対 象 者	次のいずれかに該当する者 ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な者 ③ 家族と同居しているものの、障害、疾病により家族による支援が見込めないため、一人暮らしに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
障 害 支 援 区 分	不要
支給(利用) 単 位	1 か月
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数／月
支 給 期 間	1 年（原則 1 回）
標 準 利 用 期 間	1 年 標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大 1 年間の更新が可能である（原則 1 回。ただし、市の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）。
留 意 事 項	地域定着支援、就労定着支援との併給不可

10. 共同生活援助（グループホーム）

サービス名称	介護サービス包括型 日中サービス支援型	外部サービス利用型
サービスの内容	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助 入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の援助をグループホームが提供 利用者ごとに必要性や利用頻度が異なる介護サービスについては、「受託居宅介護サービス」として、居宅介護事業所に委託して提供	
対象者	身体障害者については、65歳未満または65歳未満に達する前日までに障害福祉サービスまたはこれに準ずるもの^(*)を利用したことがある者に限る。65歳に達した以降に身体障害者となった者については、新規利用の対象外。 (*) 障害福祉サービスに準ずるもの 身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給、地方自治体等の負担により実施する障害者に対する支援事業等	
障害支援区分	障害支援区分は不要であるが、報酬単価が異なるため区分の取得が望ましい（外部サービス利用型の場合、受託居宅介護サービス費は区分2以上が対象）	
支給(利用)単位	1日	
支給決定基準量	当該月の日数 —— 受託居宅介護の支給決定基準量 区分2：150分／月 区分3：600分／月 区分4：900分／月 区分5：1,300分／月 区分6：1,900分／月	
支給期間	標準利用期間 ① 体験利用：1年（1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限る） ② 地域移行支援型ホーム：2年 ③ サテライト型住居：3年 ④ 移行支援住居：3年 ⑤ 退去後（外部サービス利用型）：3か月 ※ ただし、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、更新が可能である。	
留意事項	① 共同生活援助（グループホーム）の形態について（P.64） ② 補足給付（P.64） ③ 利用者負担上限額（P.64） ④ 体験利用の取り扱い（P.64）	

留意事項

① 共同生活援助（グループホーム）の形態について

グループホームの事業形態は、介護等の提供方法により3種類ある。

介護サービス包括型	介護等をグループホーム事業者自らが行う
外部サービス利用型	介護等を外部の居宅介護事業者に委託する（受託居宅介護）
日中サービス支援型 （区分が必要）	重度の障害者に対して、常時（日中・夜間）の支援体制を確保する

② 補足給付

グループホームに入居中の低所得者（生活保護世帯、住民税非課税世帯）には、上限1万円まで家賃の補足給付がある。

③ 利用者負担上限額

低所得者（生活保護・住民税非課税世帯）以外は37,200円である。

④ 体験利用の取り扱い

長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホーム等への入居を検討している場合等に、短期間（1回あたり連続利用30日以内、年50日以内）の体験利用が可能。利用には、通常の利用と同様に支給決定等の手続きが必要。

Ⅲ 地域相談支援給付

1. 地域移行支援

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	住居の確保、地域における生活の移行に関する相談やその他必要な支援
対象者	次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している者 ② 精神科病院に入院している精神障害者 ③ 救護施設または更生施設に入所している者 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている者 ⑤ 更生保護施設に入所している障害者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している者
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1か月
支給決定基準量	当該月の日数／月
支給期間	6か月以内 ※ 6か月間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、必要に応じて審査会の個別審査を経て判断すること。

2. 地域定着支援

サービス 名称	地域定着支援
サービス 内容	障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談（常時の連絡体制を確保）、その他必要な支援
対 象 者	次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 ※ 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む
障 害 支 援 区 分	不要
支給(利用) 単 位	1 か月
支 給 決 定 基 準 量	当該月の日数／月
支 給 期 間	1 年 ※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1 年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。）
留 意 事 項	① グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外 ② 原則、自立生活援助との併給不可

Ⅳ 障害児通所給付

1. 児童発達支援

サービス名称	児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援
対象者	次のいずれにも該当する児 ① 療育の観点から集団療養および個別療養を行う必要があると認められる未就学児 ② 学校教育法第1条に規定する学校に就学していない18歳未満の児
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	15日／月
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、給食にかかる費用、おやつ代等
留意事項	① 障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）が必要 ② 医療型児童発達支援と児童発達支援の利用にあたっては、それぞれの支給決定が必要 ③ 強度行動障害児支援加算の対象要件は、強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票（別表6）の点数の合計が20点以上であること

2. 医療型児童発達支援

サービス名称	医療型児童発達支援
サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援や治療
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた児
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	15日／月
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、給食にかかる費用、おやつ代等
留意事項	児童発達支援と併用する場合は、合計して月15日までとする

3. 放課後等デイサービス

サービス名称	放課後等デイサービス
サービス内容	生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進等の療育支援
対象者	学校教育法第1条に規定する学校に就学しており、授業の終了後または休業中に支援が必要と認められた18歳未満の障害児
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	23日/月
支給期間	1年 ※終期は児童の誕生月の月末
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費、おやつ代等
留意事項	① 就学時サポート調査・障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）が必要 ② 利用年齢に関する特例 次の点に留意して通所給付決定等を行うこととする。 (1) サービスを利用する場合の申請は、当該通所者本人が行うものであること。 (2) 通所給付決定に当たって、利用年齢の特例を必要とするか否かについて判断が困難な場合には、児童相談所等に意見を求めることができるものであること。 (3) 通所者が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、通所給付決定は行わないものであること。 ③ 原則の日数を超える支給決定が必要な場合 相談支援事業所または保護者より「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書の提出が必要。 ※ 理由書の提出を受け、必ずしも「原則の日数」を超える利用を認めるものではなく、児童の心身の状態が不安定である、家庭環境や家庭状況などから適切な養育を受けられないなどの状況を踏まえ、総合的な見地からその必要性を判断する。保護者の仕事の都合や、契約日数の振り分け等で余裕を持たせることは理由にならない。 ④ 不登校児童の利用については、学校等機関や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添った支援をしていく必要がある ⑤ 医療的ケアを必要とする児童の場合、原則医療的ケアスコア（別表1）の提出が必要（利用する事業所の体制等により、不要となる場合あり） ⑥ 強度行動障害児支援加算の対象要件は、強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票（別表6）の点数の合計が20点以上【Ⅰ】または30点以上【Ⅱ】であること

4. 保育所等訪問支援

サービス名	保育所等訪問支援
サービス内容	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に訪問して行う、集団生活へ適応するための専門的な支援 訪問先施設等の職員に対する支援方法の指導や情報共有等を行う
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通い、その施設を訪問して専門的支援が必要と認められた障害児
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	必要な日数（原則月2日）
支給期間	1年
留意事項	① 障害児の調査項目（5領域20項目）（別表2）が必要 ② 他のサービスとの併給 児童発達支援・放課後等デイサービスとは時間帯が重複しなければ、同日に利用することは可能 ※ 同日に複数の事業所による訪問は不可 ③ 強度行動障害児支援加算の対象要件は、強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票（別表6）の点数の合計が20点以上

5. 居宅訪問型児童発達支援

サービス名	居宅訪問型児童発達支援
サービス内容	居宅を訪問して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の訓練 障害児通所支援を居宅にて提供するサービスのため、支援内容については児童発達支援や放課後等デイサービスに準じる
対象者	重症心身障害児などの重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児 【重度の障害の例】 ① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態 ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態 ※ 重度の障害のため、インフルエンザ等感染症が流行する時期のみ外出が難しい場合などは、医師の診断書などにより個別に判断する。 ③ 重度の精神障害の状態で自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な状態
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給決定基準量	必要な日数
支給期間	1年
利用者負担以外の必要経費	創作活動や作業活動等に伴う原材料費等
留意事項	① 障害児相談支援事業所の利用（P.72） ② 障害児通所支援との併給（P.72） ③ 支援内容（P.72） ④ 強度行動障害児支援加算の対象要件は、強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票（別表6）の点数の合計が20点以上

留意事項

① 障害児相談支援事業所の利用

居宅訪問型児童発達支援の利用にあたっては、指定障害児相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の提出が必須（セルフプランではサービス利用不可）

② 障害児通所支援との併給

対象児童がその他の通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、その他の障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則不可

③ 支援内容

障害児通所支援を居宅にて提供するサービスのため、支援内容については児童発達支援や放課後等デイサービスに準じる。見守りや送迎者の不在といった、障害児本人の状態以外の理由による利用は不可

V 地域生活支援事業

1. 移動支援事業

サービス名	移動支援事業
サービス内容	屋外での移動に困難がある障害者および障害児の自立と社会参加の促進を目的とし、外出のための支援を行う ① 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、排泄介助、手荷物の準備等） ② 移動に伴う支援（交通機関の利用補助等） ③ 外出中のコミュニケーションの支援（代読、代筆等） ④ 外出先での必要な支援（排泄・食事・更衣介助、姿勢保持、服薬準備と確認等） ⑤ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等） ※ 上記支援を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は、対象不可
サービス形態	① 個別支援型 1名の利用者に対して、1名のヘルパーにより、マンツーマンで提供される支援 ※ 身体状況や行動障害等を勘案し、1名のヘルパーで支援することが困難である場合または1名のヘルパーでは本人および周囲に危険がある場合は、2名のヘルパーによる支援（2人介護）を認める場合がある。 ② グループ支援型 屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの同時参加の際に、複数名の利用者グループに対して支援を行う。（ヘルパー1人につき利用者3人まで対応） ③ 車両移送型 障害に起因して、公共交通機関を利用して移動することが困難で、車両への乗降およびその前後に介助を要する利用者に対して、道路運送法に基づく許可を取得している事業所およびヘルパーにより提供される車両を用いた支援 ※ 目的地への移送だけを目的にタクシー代わりに利用することや、金銭面の理由や家族の都合のみで利用することは認められない。
対象者	・ 視覚障害者・全身性障害者^(*)・知的障害者・精神障害者 ※ 児童の場合は「保護者の代わり」でないことに注意 (*) 全身性障害 両上肢・両下肢のいずれにも障害がある者を指し、身体障害者手帳1級所持者。片まひは含まない。なお、脳性まひ以外の全身性障害者は、外出時に主に車椅子を使用する者（屋内では伝い歩きできる場合も含む）。
障害支援区分	不要 ※ 移動支援に係る調査票（別表5）による利用区分が必要であるが、サービス内容に違いはない。
支給(利用)単 位	最小単位30分 以降30分ごと
支 給 量	50時間/月

利用者負担	原則 1 割負担（負担額上限あり） ※ 同一月に利用した障害福祉サービスと移動支援の合算額が負担上限額を超えると きは、移動支援の上限額から障害福祉サービスの利用者負担額を除く。
利用者負担 以 外 の 必 要 経 費	外出時に係る交通費等、施設入場料等（ヘルパー分も含む）
優 先 順 位	介護給付における外出時の支援が優先 （通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）
留 意 事 項	① 移動支援の対象となるもの（P.75） ② 移動支援の対象とならないもの（P.76） ③ 費用および利用者負担（P.77）

留意事項

① 移動支援の対象となるもの

生活上必要不可欠な外出	① 日常生活における必要な手続きや外出 例) 金融機関での手続き、日用品の買い物など
	② 冠婚葬祭などの行事への参加 例) 冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞いなど
	③ 地域活動、各種団体行事、会合への参加 例) 自治会、障害者団体の会合参加など
	④ 医療機関への突発的な受診 ※ 定期通院ではない旨を市に連絡すること。 ※ 障害支援区分のある人は、障害福祉サービスの通院等介助が優先される。
	⑤ 施設入所者の実家への帰省
社会参加のための外出（余暇活動等）	⑥ 自己啓発や教養を高めるもの 例) 講演会、博覧会、美術館、図書館など
	⑦ 体力増強や健康増進を図るもの 例) トレーニングジム、体育館、運動場、公園など
	⑧ 生活の質を充実、向上させるもの 例) 散歩、映画鑑賞、カラオケ、コンサート、観劇、ショッピング、レクリエーション、レジャー、理容室、美容院など
	⑨ 習い事への送迎（中学生以上が対象） 例) スイミングスクール等、習い事を行う場所への送迎 ※ 習い事（活動）を実施している時間中の介助や支援は主催者側で対応すべきものであるため、移動支援事業の対象にはならない。
	⑩ 送迎体制がない短期入所・日中一時支援事業所への送迎 ※ 放課後等デイサービスへの送迎利用は認められない。
	⑪ 学童(児童クラブ)への送り ※ 学校（放課後）から学童への片道のみが対象。学童から自宅、自宅から学童への送迎利用は認められない。

② 移動支援の対象とならないもの

経済活動が目的の外出や通学・通所等の通年にわたる定期的な外出、社会通念上公的サービスでの支援として適当でない外出は、移動支援事業の対象になりません。

対象とならない外出	対象とならない外出先の例
収入を得ることを目的とした外出	例) 会社勤務や出張の同行／営業活動／講演会に講師（謝礼あり）として出席など
通年または長期にわたる定期的な外出	例) 学校への通学／障害者施設への通所など ※ ただし、見学や体験利用などの限定的な利用（学校行事や、学校教育の一環としての職場実習等は除く）に限り、移動支援事業の対象。 ※ 保護者（介護者）の状況（病気や入院等）により、やむを得ず一時的に通学（通所）の支援が必要になった場合は、移動支援の利用を認める場合がある。事前に市へ相談すること。
社会通念上、公的サービスでの支援として適当でない外出	例) 政治活動（選挙運動を含む）／宗教活動（布教活動）／ギャンブル・飲酒を目的とした外出／公共の秩序にかける場所への外出など

③ 費用および利用負担額

移動支援事業を利用したときは、利用負担額を事業所へ支払う必要がある。利用負担額は、利用者の属する世帯の住民税の課税状況に応じて決定される。

(1) 個別支援型

利用区分	対象者	時間	県内各地域の算定単価			
			特甲地	甲地	乙地	丙地
区分 2	①食事行為、排泄行為 に対して介助が必要となる者 ②調査票において7点 以上となる者	30分未満	2,437円	2,382円	2,340円	2,300円
		30分以上 1時間未満	4,239円	4,143円	4,071円	4,000円
		1時間以上 1時間30分未満	6,147円	6,008円	5,904円	5,800円
		以後30分につき	869円	849円	834円	820円
区分 1	①視覚障害者 ②調査票で7点未満と なる者	30分未満	848円	828円	813円	800円
		30分以上 1時間未満	1,643円	1,605円	1,577円	1,500円
		1時間以上 1時間30分未満	2,438円	2,382円	2,340円	2,250円
		以後30分につき	795円	777円	763円	750円
加算	早朝：午前 6 時から 午前 8 時まで 夜間：午後 6 時から 午後 10 時まで	所定単価×25／100を加算				
	深夜：午後 10 時から 午前 6 時まで	所定単価×50／100を加算				
	2 人派遣	別に定める。				

(2) グループ支援型

個別支援型の所定単価×派遣者数

(3) 車両移送型

実際に要した費用から、他の制度により助成を受けた金額を控除した額とする。ただし、1 回（片道）あたり16,000円を上限とし、移送先は市内に限るものとする。

2. 日中一時支援事業

サービス名称	日中一時支援
サービス内容	介護者が社会的理由、家庭的理由により一時的に障害者（児）の介護ができないときに障害者支援施設等で見守り、介護を行う。
対象者	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児または障害者
障害支援区分	不要（障害児は、障害児の調査票（5領域20項目）（別表2）による区分判定要） ※ 障害支援区分により区分1～区分3の利用区分がある。 「区分1」 …障害支援区分1・2またはこれに準ずる程度 「区分2」 …障害支援区分3・4またはこれに準ずる程度 「区分3」 …障害支援区分5・6またはこれに準ずる程度
支給(利用)単位	1日
支給量	25日／月
支給期間	1年
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外の必要経費	食費、日中活動にかかる費用 食事提供体制加算の対象者は、住民税非課税世帯の者
留意事項	① 一般就労に移行した者が日中一時支援を利用できる場合の要件（P.79） ② 日中活動系サービスと日中一時支援の同一日の利用について（P.79） ③ 費用および利用者負担額（P.80）

留意事項

① 一般就労に移行した者が日中一時支援を利用できる場合の要件

次のいずれも満たす場合、2日／月を限度に日中一時支援の利用が認められる。

- (1) 日中一時支援の利用が、本人にとって社会に適応するため等に必要な場合
- (2) 他の社会資源が利用できない場合
- (3) その他、福祉事務所長が認める場合（公的な機関において家庭への支援が入っている、障害者本人への身体的・精神的支援が家庭内において得られない場合などが該当する）

② 日中活動系サービス（*）と日中一時支援の同一日の利用について

日中一時支援とは、障害者等に対して日中における活動の場を確保すること、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的としたもので、日中活動系サービスとみなされる。日中活動系サービスの報酬は、1日単位で算定されるため、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することは不可。したがって、日中活動系サービスと日中一時支援の同一日の利用については原則として認められない。

（*）日中活動系サービス

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

③ 費用および利用者負担額

利用区分	時間	県内各地域の算定単価			
		特甲地	甲地	乙地	丙地
区分 3	4時間未満	1,876円	1,833円	1,801円	1,770円
	4時間以上8時間未満	3,763円	3,677円	3,613円	3,550円
	8時間以上	5,639円	5,511円	5,415円	5,320円
区分 2	4時間未満	1,685円	1,647円	1,618円	1,590円
	4時間以上8時間未満	3,370円	3,294円	3,237円	3,180円
	8時間以上	5,056円	4,941円	4,855円	4,770円
区分 1	4時間未満	996円	973円	956円	940円
	4時間以上8時間未満	1,992円	1,947円	1,913円	1,880円
	8時間以上	2,989円	2,921円	2,870円	2,820円
医療 機関	4時間未満	5,151円	5,034円	4,947円	4,860円
	4時間以上8時間未満	10,303円	10,069円	9,894円	9,720円
	8時間以上	15,444円	15,094円	14,832円	14,570円
食事提供体制加算		日額420円			

3. 訪問入浴サービス事業

サービス名	訪問入浴サービス
サービス内容	自宅での入浴が困難な障害者に対し、移動入浴車で障害者宅に訪問し、自宅内に特殊浴槽を設置し、入浴の機会を図る。
対象者	65歳未満の重度の身体障害者等で通所等により入浴機会を確保することが困難な方で、次のすべてを満たす者 ① 身体障害者手帳2級以上または難病患者 ② 感染症疾患を有しておらず、健康上入浴に支障がないことが医師の意見書で確認できる者 ③ 保護者等の付添人の得られる者
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1回
支給量	2回/週（6月～9月は3回/週）
支給期間	1年間
利用者負担	原則1割負担（負担額上限あり）
利用者負担以外の必要経費	水道代等の実費
併給関係	他の入浴の機会を含むサービスとの併給は不可。 ただし、日中活動系のサービスについては例外あり。
優先順位	他の入浴の機会を含むサービスが優先 （介護保険サービスにも同様のサービスあり）
留意事項	更新時は医師意見書不要。 ただし、利用者の身体状況に変化があった場合は提出要。

3. 地域活動支援センター事業

サービス名	地域活動支援センター事業
サービス内容	障害者及び障害児の地域生活の支援を目的とし、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の支援を行うほか、相談支援または社会適応訓練等のサービスを行う。
対象者	本市に住所を有し、次のいずれかに該当する者およびその家族 ① 身体障害者 ② 知的障害者 ③ 精神障害者
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	1日
支給量	当該月の日数から8日を控除した日数/月
支給期間	1年間
利用者負担	不要
利用者負担以外の必要経費	食費、日中活動にかかる費用、外出時に係る交通費等、施設入場料等
併給関係	就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している場合は、原則として日中活動系サービスを利用していない日のみの利用となる。ただし、地域活動支援センターを利用することが、安定した日中活動系サービスの利用または地域生活の安定に資すると判断される場合は、日中活動系サービスとの同日利用を認める。判断の可否については、事前に市へ相談する。

第7章 障害福祉サービス等の利用者負担

I 所得区分の判定と利用者負担額

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっている。利用者の属する世帯における収入等に応じて負担上限月額（直近に把握した住民税の課税状況に基づき年1回改定）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担する。

ただし、入所施設での食費や光熱水費、日中活動サービスでのレクリエーション等に係る経費等に関しては、原則として実費負担となる。

1. 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
障害者	本人と配偶者
障害児	保護者の属する世帯
20歳未満の施設入所者	

2. 所得区分とサービスごとの負担上限月額

① 収入・所得割額の判定対象者

（収入）・障害者…本人

・障害児…保護者（収入の多い者）

・20歳未満の施設入所者…保護者（収入の多い者）

（所得割額）・申請者の属する世帯に属する者の合計額

② 世帯の課税状況と利用者負担額

【障害者】

区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	住民税非課税世帯（年間収入 ^(※3) が80万円以下）	0円
低所得2	住民税非課税世帯（年間収入 ^(※3) が80万円超え）	0円
一般1	・住民税課税世帯（所得割16万円未満） ・特定サービス利用者 ^(※2) 、20歳以上の施設入所者 ^(※1) を除く	9,300円
一般2	・住民税課税世帯（所得割16万円以上） ・特定サービス利用者 ^(※2) 、20歳以上の施設入所者 ^(※1)	37,200円

特定サービス利用者、20歳以上の施設入所者は所得割16万円未満であっても「一般2」となる。

【障害児】（20歳未満の施設入所者も含む）

区分	世帯の収入状況		利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得 1	住民税非課税世帯（年間収入 ^(※3) が80万円以下）		0円
低所得 2	住民税非課税世帯（年間収入 ^(※3) が80万円超え）		0円
一般 1	住民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設・居宅利用者	4,600円
		入所施設利用者	9,300円
一般 2	住民税課税世帯（所得割28万円以上）		37,200円

（＊１）施設入所者

療養介護・指定障害者支援施設または指定障害児入所施設等利用者（22歳までの障害児入所施設等利用者は20歳未満の施設入所者に含む）

（＊２）特定サービス利用者

グループホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練および精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者

（＊３）収入

詳細は「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」を確認

③ 利用者負担（食費等含む）の軽減について

軽減の種類		対象サービス	年齢	所得区分
負担額	医療型個別減免 (医療・食費軽減を含む)	療養介護 医療型障害児入所施設	20歳未満	全所得区分
			20歳以上	低所得 低所得 2
障害福祉食費等	特定障害者特別給付費 (補足給付)	施設入所支援	20歳未満	全所得区分
			20歳以上	生活保護 低所得 1 低所得 2
	食費軽減措置	共同生活援助 重度障害者等包括支援（GH部分） ※ 月額 1 万円を上限とする		生活保護 低所得 1 低所得 2
		生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援、就労移行支援（養成施設） 就労継続支援（A・B 型） ※ 併せて施設入所支援の決定を受けている者を除く		生活保護 低所得 1 低所得 2 一般 1（*4）
児童通所食費等	食費軽減措置	児童発達支援 医療型児童発達支援（*5）		生活保護 低所得 1 低所得 2 一般 1
	特定入所障害児食費等 給付費（補足給付）	福祉型障害児入所施設		全所得区分

（*4）一般

特定サービス利用者については、所得割16万円未満であれば一般2であっても対象となる

（*5）医療型児童発達支援

児童発達支援センターの一元化に伴い、令和9年3月末までの経過措置

Ⅱ 幼児教育無償化

3歳児から5歳児までの子どもの幼児教育・保育の無償化が実施され、これに伴い、障害児の発達支援の利用者負担額も無償化される制度。

なお、受給者証の負担上限月額欄には、所得区分に応じた上限額が記載されるため、特記事項欄で無償化対象児童であることを確認。

1. 対象者

- ・ 3歳児から5歳児まで（幼児教育・保育無償化）
満3歳になって初めての4月1日から小学校就学前までの3年間

2. 無償化の対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

Ⅲ 多子軽減措置

住民税課税世帯のうち、障害児通所支援を利用している、または幼稚園等に通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の障害児通所支援の利用者負担額を軽減する制度。

受給者証の負担上限月額欄には、所得区分に応じた上限額が記載されるので、特記事項欄で多子軽減対象児であることを確認する。（3歳児から5歳児の無償化対象児は除く）

1. 対象者

(A)	【住民税所得割合算額が77,101円以上の世帯】 (住民税非課税世帯および生活保護受給世帯を除く) 次の条件を満たす児童が2人以上いる通所給付決定保護者 ① 障害児通所支援を利用する小学校就学の始期に達するまでの障害児 ② 次の施設に通う小学校就学の始期に達するまでの児童 ・ 幼稚園 ・ 特別支援学校の幼稚部 ・ 保育所 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 認定こども園 ③ 特例保育または家庭的保育事業等による保育を受ける児童
(B)	【住民税所得割合算額が77,101円未満の世帯】 (住民税非課税世帯および生活保護受給世帯を除く) 次の条件を満たす児童が2人以上いる通所給付決定保護者 ① 通所給付決定保護者の児童で通所給付決定保護者と生計を一にする者 ② 通所給付決定保護者に監護されていた児童で通所給付決定保護者と生計を一にする者 ③ 通所給付決定保護者およびその配偶者の直系卑属で通所給付決定保護者と生計を一にする者 (①および②の者を除く)

※ 対象者となるのは、「障害児通所支援を利用する未就学児のみ」。

対象になった場合の利用者負担額は、第2子軽減は総費用額の100分の5、第3子以降軽減は0の額と所得に応じた負担上限月額を比較した低い方の額。

2. 多子軽減措置対象のカウント方法

児童のカウント方法は、世帯の住民税所得割合算額が、「77,101円以上」または「77,101円未満」かによって分かれる。

(A) 住民税所得割合算額が、77,101円以上の世帯の場合

	カウント	多子軽減	利用者負担額
就学児 (サービス利用なし)	—	—	—
未就学児 (児童発達支援利用)	第1子	—	総費用額の10/100 ^(*)
未就学児 (児童発達支援利用)	第2子	第2子軽減対象者	総費用額の5/100 ^(*)

(B) 住民税所得割合算額が、77,101円未満の世帯の場合

通所給付決定保護者の児童で保護者と生計が同一の場合は、年齢を問わずカウントする。

	カウント	多子軽減	利用者負担額
就学児 (サービス利用なし)	第1子	—	—
未就学児 (児童発達支援利用)	第2子	第2子軽減対象者	総費用額の5/100 ^(*)
未就学児 (児童発達支援利用)	第3子	第3子以降軽減対象者	0円 ^(*)

(*) 利用者負担額の割合

無償化対象児童の場合、多子軽減に関わらず利用者負担額は0円となる。

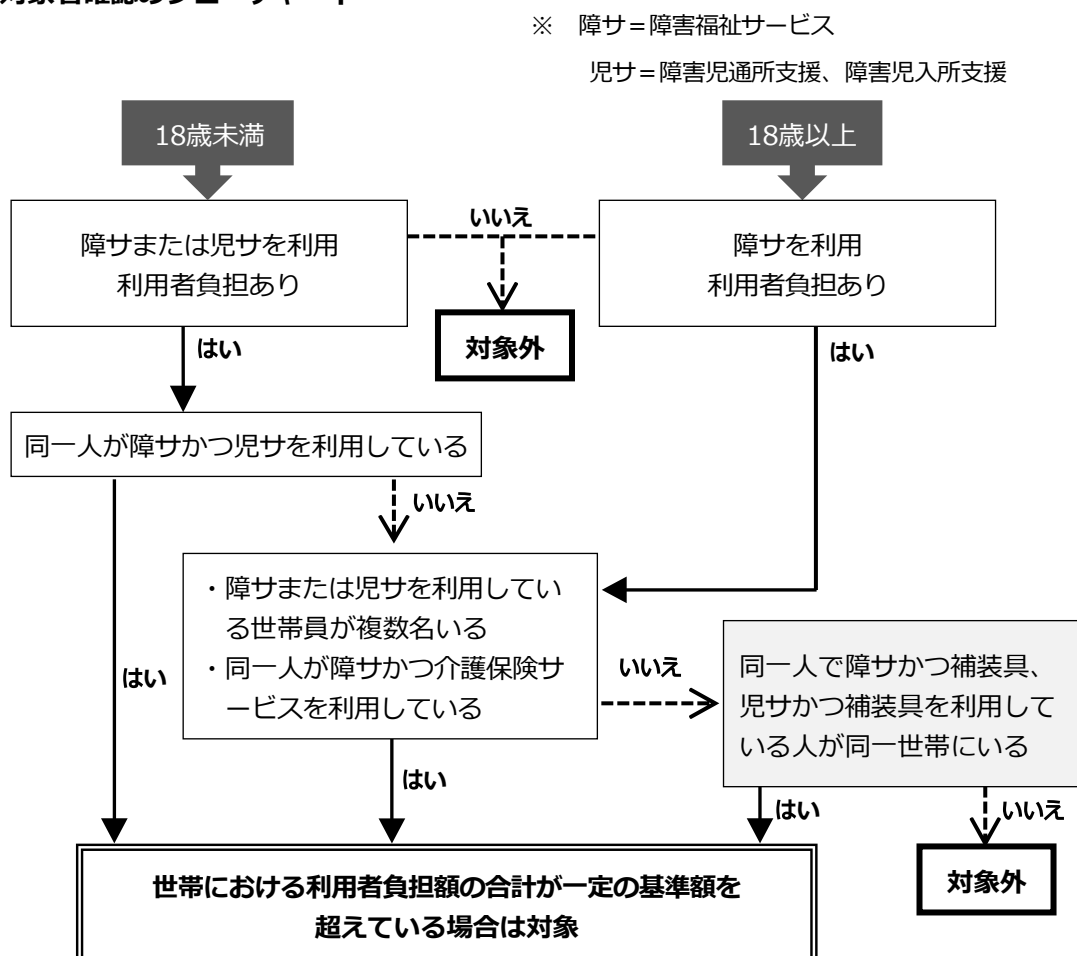
IV 高額障害福祉サービス等給付費

世帯における1か月の障害福祉サービス費等の利用者負担額の合算額が算定基準額を超える場合に、超過分の金額を償還払いにより支給

1. 条件一覧

	利用サービス	条件
①	障害福祉サービス	世帯で複数人が利用
②	障害児（通所・入所）支援	
③	・障害福祉サービス ・障害児（通所・入所）支援	同一人が2つのサービスを利用、または世帯で複数人が利用
④	・障害福祉サービス ・障害児（通所・入所）支援 ・補装具の購入・修理	同一人が複数のサービスを利用 ※ 利用者が障害児（18歳未満）の場合、世帯で複数人が利用しても対象となる場合あり
⑤	・障害福祉サービス ・介護保険サービス	同一人が2つのサービスを利用

2. 対象者確認のフローチャート



3. 算定基準額

住民税課税世帯の算定基準額は37,200円。障害児については、特例として負担上限額の最も高い額が基準額となる。（補装具は障害児の特例の対象ではないため、基準額は37,200円）

V 障害児福祉サービス等利用助成事業

障害のある子どもを育てる保護者の経済的負担を軽減するため、朝来市独自の制度として、障害児福祉サービス等の利用に対して利用者負担を助成する。

1. 対象者

次のすべてを満たす方が対象

- ・対象サービス等について、市が支給決定している者
- ・障害児福祉サービス等を利用し、事業所等に利用者負担金を払った者

※ 高額障害福祉サービス等給付費が対象となる場合は、先に高額障害福祉サービス等給付費を申請する

2. 対象となる障害児福祉サービス等と助成金の額

対象サービス等の種類	名称	負担額助成金の額（月額限度額）
障害児通所支援	児童発達支援	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 サービス等毎に4,600円／月 入所施設利用の場合 サービス等毎に9,300円／月
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援	
	保育所等訪問支援	
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	
	医療型障害児入所支援	
障害福祉サービス	居宅介護	
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	療養介護	
	生活介護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	施設入所支援	
地域生活支援事業	移動支援	サービス等毎に37,200円／月
	日中一時支援	
	訪問入浴サービス	
	日常生活用具等給付	
補装具費の支給	補装具費支給	

VI 新高額障害福祉サービス等給付費

(障害者総合支援法施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス費給付費)

高齢障害者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、介護保険に移行した際に介護保険サービスに係る利用者負担を軽減する制度。

1. 対象者

次のすべての要件を満たす方が対象。なお、平成30年4月1日以前に65歳に到達していた場合も、次の要件を満たせば対象となる。

- ① 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）の支給決定を受けていたこと
- ② 障害者および配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日において、住民税非課税または生活保護世帯に該当し、65歳以降に償還の申請をする際にも住民税非課税または生活保護世帯に該当すること
- ③ 65歳に達する日の前日において、障害者支援区分が区分2以上であったこと
- ④ 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象外）

2. 対象となる介護保険サービス

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスは次のとおり。

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護

※ 介護予防サービスおよび地域密着型介護予防サービスは含まれない

3. 対象となる利用者負担額

平成30年4月1日以降の利用者負担額のうち、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにかかった利用者負担額が対象となる（介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、なお残る利用者負担額が償還対象）。

なお、新高額障害福祉サービス等給付費は月ごとの介護保険サービス給付実績をもとに算出するものとなり、高額介護サービス費その他介護保険制度等における各種給付と併給調整（1年間分）を別途行ったうえでの支給となるため、1年に一度、1年間分をまとめて支給する。

Ⅶ 利用者負担上限額管理

1. 上限額管理の取り扱い

同一月において複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る）を利用し、1 か月あたりの負担上限月額を超えると予想される利用者は、事業所に利用者負担上限額管理を依頼する。これにより、障害福祉サービスの自己負担分の費用が、負担上限額を超えないよう調整される。

第8章 過誤請求

障害福祉サービス費、障害児通所給付費の請求に誤りがあった場合は、過誤申立を行うことで支払い済みの実績を取り下げることができる。国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という）から、「支払決定通知書」が届き、支払いが確定したものが対象となる。「過誤申立書」の提出後、国保連合会あての再請求が可能になる。

1. 提出方法と提出期限

- ① 提出方法：郵送または窓口での提出

過誤申立書には個人情報が含まれるため、必ず郵送または持参により提出

- ② 提出期限：毎月月末

2. 過誤申立の流れ

- ① サービス提供事業者は、過誤申立書を市に提出（毎月月末締切）し、提出した翌月以降に正しい請求情報を国保連合会へ送信する
- ② 市は、月初に国保連合会へ過誤申立書情報を送信する
- ③ 国保連合会は、過誤申立書を提出した翌月の請求金額から、過誤申立により取り下げる金額を差し引く

3. 注意事項

- ・ 過誤申立は、受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取り下げる手続きをする
- ・ 請求を誤った箇所が一日分だけであっても、当該受給者の当該月全体が取り下げとなる
- ・ 過誤申立書の提出のない状態で再請求を行った場合、「重複請求」として返戻される
- ・ 過誤申立により取り下げる金額が多額になる場合は、市へ相談すること
- ・ 返戻となった請求情報については、過誤申立は不要、翌月以降に正しい内容で請求する

<提出書類>

- ☐ 過誤申立書

第9章 各種調査表

別表1 医療的ケアの判定スコアの調査

項 目	細項目	基本 スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置および高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
② 気管切開の管理		8	2		0
③ 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸引（口鼻腔または気管内吸引に限る。）		8	1		0
⑥ ネブライザーの管理		3	0		
⑦ 経管栄養	（1）経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻または食道瘻	8	2		0
	（2）持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
⑧ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2		0
⑨ 皮下注射	（1）皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1		0
	（2）持続皮下注射ポンプの使用	3	1		0
⑩ 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）		3	1		0
④ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2		0
⑫ 導尿	（1）間欠的導尿	5	0		
	（2）持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻または尿路ストーマ）	3	1		0
⑬ 排便管理	（1）消化管ストーマの使用	5	1		0
	（2）摘便または洗腸	5	0		
	（3）浣腸	3	0		
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与または迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

（注）「⑬ 排便管理」における「（3）浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。

就学児サポート調査 障害児の調査項目(5領域20項目) 調査票

調査対象児童氏名	(歳)	調査日時	
----------	------------	------	--

調査票記入者氏名	
----------	--

【調査実施者の方へ】

○ 利用するサービスに✓を入れ、該当するページへ記入してください。

☐ 放課後等デイサービス

⇒ 1ページと2ページ

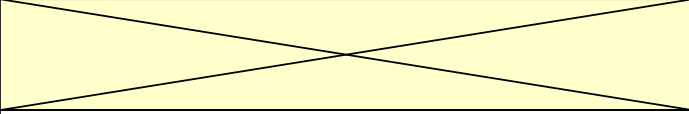
☐ 児童発達支援 ☐ 保育所等訪問支援

☐ 短期入所 ☐ 居宅介護 ☐ 日中一時支援

⇒ 2ページのみ

○ 該当する項目に✓を付けてください。

○ ご不明な点がございましたら、社会福祉課までお問い合わせください。

就学児サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時 調査項目と の対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
	支援不要 (0点)	支援が必要な 場合がある (1点)	常に 支援が必要 (2点)	給付決定時 調査項目と の対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

----- ここからは記入しないでください -----

【放デイ】 個別サポート加算(Ⅰ) 判定			
○ ①～④の3以上が「全介助」になる。(著しく重度の障害児)			(重度)
○ ⑤～⑳の✓の合計が13点以上になる。(ケアニーズの高い障害児)	合計	点	(Ⅰ) ・ 否

障害児の調査項目（5領域20項目）

該当する項目に○をつけてください。

領域	項目	判断項目				
1 健康・生活	(1)食事	①一人で食べることができる	②見守りや声かけがあれば食べることができる	③一部支援が必要である	④常に支援が必要である	※
	(2)排せつ	①一人でトイレに移動して排せつすることができる	②見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③一部支援が必要である	④常に支援が必要である	※
	(3)入浴	①一人で入浴することができる	②見守りや声かけがあれば入浴することができる	③一部支援が必要である	④常に支援が必要である	
	(4)衣類の着脱	①一人で衣類の着脱ができる	②見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③一部支援が必要である	④常に支援が必要である	
2 感覚・運動	(5)感覚器官(聞こえ)	①特に問題がなく聞こえる	②補聴器などの補助装置があれば聞こえる	③聞き取りにくい音がある/過敏等で補助装置が必要である	④音や声を聞き取ることが難しい	
	(6)感覚器官(口腔機能)	①噛んで飲み込むことができる	②柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる	③介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる	④哺乳瓶などを使用している/口から食べることが難しい	
	(7)姿勢の保持(座る)	①一人で座り、手を使って遊ぶことができる	②手で支えて座ることができる	③身体の一部を支えると座ることができる	④座るために全身を支える必要がある	
	(8)運動の基本技能(目と足の協応)	①ケンケンが3回以上できる	②交互に足を出して階段を昇り降りできる	③両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる	④階段は同じ足を先に出して昇る	⑤どの動きも難しい
	(9)運動の基本的技能(移動)	①一人で歩くことができる	②一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である	③一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要	④一人で歩くことが難しい	
3 認知・行動	(10)危険回避行動	①自発的に危険を回避することができる	②声かけ等があれば危機を回避することができる	③危険を回避するためには、支援者の介入が必要である		※
	(11)注意力	①集中して取り組むことができる	②部分的に集中して取り組むことができる	③集中して取り組むことが難しい		※
	(12)見通し(予測理解)	①見通しを立てて行動することができる	②声かけがあれば見通しを立てて行動することができる	③視覚的な情報があれば行動することができる	④その他の工夫が必要	※
	(13)見通し(急な変化対応)	①急な予定変更でも問題ない	②声かけがあれば対応できる	③視覚的な手掛かりがあれば対応できる	④その他の工夫やサポートが必要	※
	(14)その他	①乱暴な言動はほとんどみられない	②乱暴な言動がみられるが、対処方法がある	③乱暴な言動がみられ、対処方法も特いない		※
4 ニケ言語・コミュニケーション	(15)2項関係(人対人)	①目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情をみせる	②訴えている(要求する)時は目が合う	③あまり目が合わない/合っても持続しない	④ほとんど目が合わない	※
	(16)表出(意思の表出)	①言葉を使って伝えることができる	②身振りで伝えることができる	③泣いたり怒ったりして伝える	④意思表示が難しい	
	(17)読み書き	①支援が不要	②支援が必要な場合がある	③常に支援が必要		※
5 社会関係性	(18)人との関わり(他者への関心興味)	①自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	②ごく限られた人であれば反応する	③自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④過剰に反応する、または全く反応しない	※
	(19)遊びや活動(トラブル頻度)	①ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	②トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	※
	(20)集団への参加(集団参加状況)	①指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる	②興味がある内容であれば部分的に参加できる	③支援があればその場にはいられる	④参加することが難しい	※
【中学生・高校生のみ】 コミュニケーション	(21)コミュニケーション(言葉遣い)	①適切な言葉遣いや態度で表現することができる	②時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる	③ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	④適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	
	(22)コミュニケーション(やり取り)	①やり取りをすることができる	②配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする	③やり取りすることが難しい		
	(23)コミュニケーション(集団適応力)	①参加することができる	②たまに参加することができる	③ほとんど参加することがない	④参加することが難しい	

ここからは記入しないでください

短期入所の単価区分		
○ (1)(2)(3)(9)の4項目のうち判断項目④が3項目以上、または※欄のうち判断項目④が1項目以上 (④ない欄は③)		区分3
○ (1)(2)(3)(9)の4項目のうち判断項目③若しくは④が3項目以上、または※欄のうち判断項目③が1項目以上 (③ない欄は②)		区分2
○ 上記に該当しない児童で、(1)(2)(3)(9)の4項目のうち判断項目③又は④が1項目以上		区分1

日中一時支援の単価区分		
○ (1)(2)(9)の3項目のうち判断項目④が2項目以上、または※欄のうち判断項目④が1項目以上 (④ない欄は③)	(障害支援区分 5または6)	区分3
○ (1)(2)(9)の3項目のうち判断項目③が2項目以上、または※欄のうち判断項目③が1項目以上 (③ない欄は②)	(障害支援区分 3または4)	区分2
○ 上記に該当しない児童で、(1)(2)(9)の3項目のうち判断項目③または④が1項目以上、または※欄のうち判断項目③または④が1項目以上	(障害支援区分 1または2)	区分1

別表 3

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票

行動関連項目	0 点			1 点	2 点	(参考) 認定調査等項目
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない	3 - 3
説明理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない	3 - 4
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 7
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 16
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 19
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 20
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 21
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 22
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 23
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 24
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	4 - 25
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上	意見書等

注)

1 てんかんについては、主治医の意見書により確認する。

利用者名：_____

同行援護アセスメント調査票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目 点数の列に○をご記入ください。

No	調査項目		0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見る事ができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見る事ができない。	4. ほとんど見えない 5. 見えているのか判断不能		矯正視力による測定とすること
2	視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度(Ⅰ/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(Ⅰ/二視標による。以下同じ。)が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ両眼中心視野角度が28度以下である。 6. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
3	夜盲	網膜色素変性症による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
4	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる	2. 慣れた場所での歩行のみでできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

別表 5

移動支援に係る調査票

①～⑫の該当する箇所に○してください。氏名：_____

調査項目	0点			1点	2点	
① 本人独自の表現方法を用いた意思表示	意思表示できる			時々、 独自の方法	常に 独自の方法	意思表示 できない
② 言葉以外の手段を用いた説明理解	説明を理解できる			時々、 言葉以外の方法	常に 言葉以外の方法	説明を理解 できない
③ 食べられないものを口に入れる	ない	時々ある		ある(週1回以上)	毎日	
④ 多動又は行動の停止	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑤ パニックや不安定な行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑥ 自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑦ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑧ 他人に抱きついたり、断りもなくものを持ってきたりする	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑨ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出す	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
⑩ 突然走っていなくなるような突発的行動	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
⑪ 過食・反すうなどの食事に関する行動	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
⑫ てんかん発作	ない又は年1回以上			月に1回以上	週1回以上	

知的障害者、精神障害者の判定基準は上記の項目により7点以上を区分2とする。

点数	区分

区分	対象者
区分2	① 食事行為、排泄行為に対して介助が必要となる者
	② 別表第1において7点以上となる者
区分1	① 視覚障害者
	② 別表第1において7点未満となる者

強度行動障害児支援加算の算定に係る調査票

調査日： _____

児童氏名： _____

調査票作成者氏名： _____

【 強度の行動障害を有する児童の要件 】

下記表の行動障害の内容欄の区分に応じて、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ当てはめ算出した合計が20点以上であると市町村が認めた障害児。

行動障害の内容	1 点	3 点	5 点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1 日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎食
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎食
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1 日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

可 ・ 否

☐ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） …20点以上

☐ 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） …30点以上

合計点数 点

障害福祉サービス等支給決定に関するガイドライン

令和 7 年 4 月

朝来市健康福祉部社会福祉課（朝来市福祉事務所）

〒669-5292

朝来市和田山町東谷213番地 1

TEL : 079-672-6123 FAX : 079-672-4109